

第五十八回国会
衆議院
法務委員會
議 録
第十五号

昭和四十三年三月二十九日(金曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 永田 亮一君

理事 大竹 太郎君
理事 猪俣 浩三君
理事 喜元君
理事 阿部 喜元君
理事 鍛冶 良作君
理事 河本 敏夫君
理事 田中 角榮君
理事 中馬 辰猪君
理事 中村 梅吉君
理事 古屋 亨君
理事 中井徳次郎君
理事 成田 知巳君
理事 岡澤 完治君
理事 松本 善明君

理事 濱野 清吾君
理事 佐々木良作君
理事 大坪 保雄君
理事 桂木 鉄夫君
理事 菅波 茂君
理事 千葉 三郎君
理事 中尾 榮一君
理事 馬場 元治君
理事 岡田 春夫君
理事 中谷 鉄也君
理事 横山 利秋君
理事 山田 太郎君

出席國務大臣

法務大臣 赤間 文三君
國務大臣 木村 俊夫君
(内閣官房長官)

出席政府委員

防衛施設庁長官 山上 信重君
防衛施設庁施設部長 鐘江 士郎君
法務政務次官 進藤 一馬君
法務省刑事局長 川井 英良君
法務省人權擁護局長 堀内 恒雄君
法務省人國管理局長 中川 進君
公安調査庁長官 吉河 光貞君
外務省國際連合局長 重光 晶君
通商産業省化学工業局長 吉光 久君

委員外の出席者

専門員 福山 忠義君

三月二十九日

委員額戸山三男君、網島正興君、中村梅吉君、福田越夫君、村上勇君、山手満男君、河野密君、佐々木更三君、堂森芳夫君及び西村榮一君、大坪保雄君、阿部喜元君、菅波茂君、桂木鉄夫君、古屋亨君、中井徳次郎君、中谷鉄也君、横山利秋君及び岡澤完治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員阿部喜元君、大坪保雄君、桂木鉄夫君、菅波茂君、中尾榮一君、古屋亨君、中井徳次郎君、中谷鉄也君、横山利秋君及び岡澤完治君、山手満男君、河野密君、佐々木更三君、堂森芳夫君及び西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、第十五回国会閣法第九四号)

法務行政に関する件
檢察行政に関する件
人權擁護に関する件

○永田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、刑法の一部を改正する法律案を議題として、前回に引き続き、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。松本善明君。

○松本(善)委員 いままでの質疑に引き続いてお聞きしますが、前の委員会で刑事局長にお尋ねした結果、法務省の出しました資料でも、業務上過失致死傷の単純一罪の場合には二年半に達する者が少ないということをお認めいただきましたけれども、きょうお聞きしたいのは、法務省が言っておられますいわゆる悪質なものの酒酔いの事件あるいはひき逃げ、スピード違反、こういうような事件はそれぞれ併合罪加重をされますので、そういう点では普通の業務上過失致死傷よりも重く処罰をされるという結果になっているということをお認めになるかどうかということをお尋ねしたいと思います。当然のことであるけれども、いかがでしょう。

○川井政府委員 大体そういう傾向にあると思います。

○松本(善)委員 そういたしますと、いまの御答弁によれば、業務上過失致死傷の中でいわゆる悪質というものは、単純一罪の場合よりは常に重く処断されるという結果になっているということをお認めになるかどうかということではないかと思えます。

さらに質問を進めますと、先日の委員会で刑事局長が言われました悪質な過失という問題について、いわゆる酒酔い運転の場合には酒に酔ったというこ自身、これは過失になるのだという趣旨の答弁をされました。それでうちよつとばかりさせておきたいわけですが、そうすると酒に酔って業務上過失致死傷を起こした場合、法律上は酒に酔った科刑上一罪、観念的競合というところで、併合罪としてではなく法務省としては扱っておるのかどうか、この点をお聞きしたいと思えます。

○川井政府委員 前の答弁をちよつと補足させていただきますが、たとえば先年非常に騒がれました

た猿投の事故なんというのはおそろくそういう酒酔いとかひき逃げというものを伴わないむしろ業務上過失だけが中心になる事故ではないかというふうに考えますので、過去におきましてまた将来におきまして、必ずしも悪質な併合罪を伴うものばかりでなくて、業務上過失だけでもって非常に重大なものが起き得る可能性はあることだと思えます。ただ悪質とは何をいうかということに對しまして、一般的に酒酔い運転とか無免許運転とか、あるいは著しい無謀な運転、粗暴運転というようなものを悪質運転という範疇で私どもはとらえておりますということをお答弁してまいりましたので、酒酔いとか無免許でなくとも、著しい粗暴運転という範疇の中では、必ずしも併合罪にならなくても、そのものだけでもって非常に悪質なものもあり得るのではないかとお聞きしたいと思います。

それからあのほうは酒酔いの場合の科刑上の問題でございますが、いろいろ学説の面では争いもあるようでございますけれども、いままで取り扱ってまいりました実務の裁判例の面では、ただいまおあげになりましたような場合におきましても併合罪として認定しているのが多いようであり

○松本(善)委員 そういたしますと、先日論議をいたしましたいわゆる法務省が悪質と言っているのは、酒酔いの場合にいたしても、ひき逃げの場合にいたしても、その他の場合にいたしても、それぞれ業務上過失致死傷事件と一緒にしたものを悪質というふうに評価をしていくというのはやはりおかしいのではないかと。先日の刑事局長が答弁していた点と多少違ふのではないかと思いますが、いかがでしょう。

○川井政府委員 この酒酔いの場合には、すべて

併合罪になっているだけではありませんが、酒酔いの場合におきましても、内容によりまして、観念的狂暴に認められた裁判例もあるようでございます。したがって、まだ必ずしも裁判例が確立されておられませんし、また将来かようなものにつきましても、すべて併合罪というふうな裁判例が確立したといえども、私はやはり併合罪加重した上での処断刑、その処断刑の範囲内における言い渡し刑というふうなものの裁判の実態に着目いたしますと、このような業務上過失の二百一条違反におきましては、併合罪加重をした上で刑が盛られているという事態が出てまいりましたけれども、その他の一般の刑法犯の場合におきましては、併合罪加重した上での処断刑の範囲内でもって本来の重しとされた刑罰の法定刑よりは上回るような言い渡し刑というものは非常に少ないのではないかと、ほとんどないと言つてもいいでございます。この辺のところは理論と裁判の実態との何と申しましょうか、食い違いといひましようか、そういうふうな現象が長い裁判の実態において見られているわけでございます。やはり科刑上の一罪ということはいさいますけれども、この刑法の実態のあり方としてはやはり本来の罪を重しとし、またその罪の法定刑の範囲内においてこれをまかなつていくというふうな実態に着目いたしますならば、やはり今回の改正というものはそれなりに十分な理由があるというふうに考えておるものであります。

○松本(善)委員 私の言ひますのは、いまのような事例は過失犯の加重ということで考えるのではなくて、それぞれの酒酔いでありまうとか、ひき逃げといふところでものを考えるべきであるといふことを言つておられるのですけれども、質問としては別の質問をしたいと思ひます。

業務上過失致死傷事件の増加、道交法事件の急激な増加といふことで問題になりますのは、単に注意義務の問題ではなくて、人間の注意能力の問題、一人人間はどこまで注意ができるのか、ここ

での法務省の答弁を聞いておりますと、人間は無限に注意ができるのだ、それを刺激をして事故をなくすのだといふ考え方が前提になつておられるやうな感じがいたしますけれども、しかし実際には労働科学のほうでは、そういうものではないといふことが明らかになつてきております。人間の注意能力には限度がある、この点について法務省はどういうふうな検討をされたかといふことをお聞きしたいと思ひます。

○川井政府委員 人間の注意能力が無限であるといふふうには私も考えておりません。やはり注意能力には限度があると思ひます。さらに最近のやうな非常に騒がしい、騒然とした過密都市の中において車両を運転するといふやうな業態を例にとつて考えてみますと、昨日も御指摘がございましたやうに、その注意能力は、時と場合によりましてますます大きく限定をされることが容易に予想することができると思ひます。

そこで問題は、申し上げるまでもないことでございまして、法律上二百一条を適用するにあたりまして、どの程度の注意能力を具体的にケースの場合に必要とするかといふその判定、さらには、必要とした場合に、それが法律上の過失であるといふことを認定する場合の注意能力といふものは、あるいは注意能力といふものは、さらにまた限定されたものでなければならぬといふやうに思ふわけでございます。常に客観的に定められたこの注意能力といふものをもとにいたしまして、そして具体的なケースの場合に、どれだけの注意能力がなければならぬのに、その注意能力を失つたから過失になつた、こゝういふやうな機械的な運用は理論的にも立ちあいませんし、また実際の運用におきましても、こゝういふやうなことはしてないわけでございます。御承知のやうに、現在期待可能性の理論も、最近刑法の分野におきまして幅広く論じられるとともに実際の運用面におきましても適用を見ている例がかなり出てきておるわけでございます。こゝういふやうな考え方といふやうなもの、この種の注意能力を測定する

場合においては大いに参考になる考え方ではないかといふふうに思われるわけでございます。この種の事件の過失の認定におきましては、一般の常識的な社会的な意味における注意能力の限定以上に、法律的な意味におけるさらにそれを上回つた注意能力の限定といふものが当然に考えられなければならない、私はかやうに考えております。

○松本(善)委員 この委員会の審議の中で、法務省が言つておりましたのは、刑法犯中業務上過失致死傷がすでに大半を占めるやうになつておるといふことであります。この指摘は、このほかの場合にも非常に多く、前回の委員会の参考人の指摘の中にも一億総犯罪といふやうなことが出てまいりました。こゝういふ道交法違反あるいは過失致死傷事件が非常に多くなつてきているといふことは、これはいゝわゆる過失犯が社会的非難を受けるといふことが非常に少なくなつてきている。むしろ業務上過失致死傷あるいは道交法違反といふのは、運転免許を持つておられる者にとつてはあり得ることなんだ、これを皆無にすることはむしろ不可能なんだ、こゝういふやうな認識がずっと広がつてきている。これは刑事処罰ではものごとが解決しない。本来の刑罰としての意味が失われてきておるといふことの証明ではないかと思ひます。これについて法務省はどのように考えているのかといふことを聞きたいと思ひます。

○川井政府委員 過失犯が非常に多くなりまして、このままではいけば一億総前科といふことにならぬかといふやうなお話でありまして、私もそのやういふやうな話が出ておることを承知しております。これは主として道路交通法違反事件の罰金を受ける人が非常に多くなつたといふこと、最近の統計でいいますと年間におよそ五百萬、道路交通法違反をすべて罰金で処理するといふことになりまして、好むと好まざるにかかわらず毎年五百萬ずつ前科者ができる。前科は大体四年たてば一応抹消することになっておりますが、それまでの間に四年間で二千萬といふ前科者が道交法違反だ

けで生ずるというやうなことで、一億総前科といふことになるではないかといふやうな反響がいろいろ出てきたと思ひます。これにつきまして、御承知のやうに、今年七月一日から道交法の改正によつてその約七割ぐらゐが反則金でまかなわれるといふことになつてきたので、残りの三割ぐらゐが検察庁に送られてくる事件。その中のまた大体六割が七割が公判請求をされるということになりまして、その点におきましては前科を持つた人が車の運転に対して非常に激減をするといふことに相なつてまいりますので、一応一つの大きな政策が打ち出されたといふことが言えると思ひます。

問題は、人身事故を起こした場合の事件でございまして、昨年度の四十二年度におきましては、四十四万人といふものを検察庁では受理いたしておりました。そのうちの約大体七割が起訴されまして、おそら罰金ないし禁錮刑といふやうなものが出るわけでございます。これはたいへん大きな数字でございますけれども、道交法の五百万に比べますと、まだかなり小さい数字ではないかと思ひます。こゝういふやうなことを、あらゆる施策の推進によりまして少なくするといふことに、政府全体として全力をあげておられますので、この人身事故といふやうなものがいままでのやうな趨勢をもつてますます天井知らずに伸びていくといふやうには一応考えられまふので、何とかこの辺でもつておさめたい、こゝういふやうに考えております。

それから人命尊重といふことで、過失犯の中にも物件に対して損傷を生ずる過失犯と、人命に対して損傷を生ずる過失犯といふやうなものがございまして、私は、同じ過失犯でございまして、人命に対して直接影響を与えるやうな過失犯につきましては、これはもうあらゆる方法を講じまして、その災害を防ぐといふことが人間の英知ではないかといふやうに考えております。もとよりこ

の法律だけでもそれが防げるわけではありませんけれども、少なくともこれがきわめて有力な対策であるということを感じておるものであります。

○松本(善)委員 私聞いておりますのは、もう少し申しますと、反則金制度をつくったからといって、その社会実態というのとは異なるわけではないわけですか。私の聞いております中心の問題は、過失犯というのが国民一般から見まして、なるほどあの人たちは不注意だ、これは犯罪として処罰しなくちゃいかぬ、こういうような特別の注意義務に違反をしたというふうな感じられる状態なしには、過失犯として処罰をしても、刑事政策上の効果は全くあがらない。逆に気の毒だったんだというふうな状態で国民一般が見ているような道交法違反あるいは業務上過失致死傷というふうな状態は、これはもう刑事処罰の対象の問題ではないのだ。もっとほかのことを考えなければ——刑事処罰というものは、ほんとうにごく一部の国民一般から見ても特に非難すべきものであるというふうな場合に、処罰というところ、刑事犯ということが考えられるべきである。これが刑法犯の大半を占めてきたというところは、むしろ逆にこれを処罰で解決するというのは間違いだということの証明ではないのか。先ほど、この委員会が刑事局長は、業務上過失致死傷がたぐさん出てきているから処罰なんだと言っているけれども、むしろこれは逆なんです。この事態を見た場合には、これはもう刑事処罰の対象の問題として考えるべきではなくて、これは安全対策というふうなことをやって、ほんとうに刑事犯として処罰をするものだけが刑事犯として対象になるように、そのところを真剣に考えるということが刑事政策の中心ではないかと思うのです。その点についての意見を聞いておるわけですか。

○川井政府委員 いろいろ御意見のあることは承知いたしておりますけれども、私どももいたしましては、やはりこの事態に対処いたしまして、刑罰をもって処理をしなければならぬ分野がかなり残っておりますというふうに考えております。

○松本(善)委員 それでは、別の質問をしたいと思いますが、昨日の新聞でも出ておりましたけれども、ひき逃げについての非常に悲惨な例が報道をされております。この法務省の作成いたしました資料の中で議論をいたしましたが、たとえば三年以上の場合の事件の八件のうち五件が逃走であり、二年半以上の二十九件のうち、無免許、飲酒の場合で非常にふえておる。このことを法務省はどう見るかということですか。これは運転手の中でもいろいろないわれが出ております。タクシーに乗ってもそういう話が出ます。この刑罰が重くなつていくことによつて、むしろひき逃げというのはふえる。これは昨日参考人も指摘をしております。これはむしろ非常に逆効果である、非常に遺憾な、矛盾を矛盾を生んでおるという事態ではないか。一つの方向だけで頭を固めて何でもこういうことが起れば処罰だというふうな考えののではなくて、やはりこの根本的対策について抜本的なものを真剣に考えなければならぬと思ひますけれども、法務省ではどう考えておりますか。お聞きしたいと思います。

○川井政府委員 御指摘のような刑罰だけではなく、その他の抜本的な総合施策について十二分な対策を政府として講ずるということにつきましてはいま全く同感でございます。

○松本(善)委員 法務大臣にお聞きしておきますが、いまのひき逃げの問題というのは、これから社会問題として非常に大きな問題にならうかと思ひます。私たちはいま申しましたように、刑罰を重くするというところの方向は、それをむしろ助長する。真剣にこういうことをなくそうというところであるならば、むしろ全く政府の考えておるのと考え方を變えて、抜本的に交通事故を、あるいはひき逃げというふうな悲惨な事態をなくすための対策をしなければならぬ。私は、刑法の改悪であると思ひますけれども、これはそれに何の対策にもならないばかりか、それを助長するということ

になると思ひますが、法務大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○赤間国務大臣 交通事故を少なくするためには、あらゆる総合的施策を講じなければならぬというところは、これはもうあなたと同じ考えを持っております。ただ刑を重くすることがひき逃げを逆に多くするようなことになりはしないかという考えは、私はそう考えません。刑が前よりも少し重くなれば、ひき逃げのほうは減るものだ、上が重くなれば、ひき逃げの件数は少なくなるはずだと私は思ひます。

○松本(善)委員 それでは法務大臣お聞きしておきますが、最近になってひき逃げは前よりもはるかにふえてきております。法務省の報告をしております事例でもずっとふえてきております。なぜひき逃げがふえてきたというふうな法務大臣はお考えですか。

○赤間国務大臣 それは、一がい原因は申し上げにくいと思ひます。やはりそういう交通事故をやつた人の性格から、逃げてみよというふうなものがあらわれてくる場合がありまふ。どういふ客観的な事実によつてひき逃げが多くなつたかという原因については、調べてみなければ、一がいには私は言にくい問題である、かように思ひます。

○松本(善)委員 そういうふうなことにいつても、いま調べてみなければ言えないというふうなことで法務省がこの法案を提案しておるということについて、私はたいへん遺憾だと思ひます。そういうふうな交通事故の原因、あるいはひき逃げの原因、そういうふうなものについて科学的な検討をし、その原因はどこにあるか、それはどういふふうにしたらなくなるかということ、あらゆる面から総合的に検討して、そうして初めてこういうものを提案してくるのが当然ではないか。法務大臣のいまのお話はきわめて遺憾であるということに指摘して、私は質問を終わります。

○赤間国務大臣 私は、あなたと全然所感を異にしております。刑法の改正によつて、ひき逃げは

減るものである、かように私は確信しております。

○永田委員長 岡澤完治君。

○岡澤委員 私は、一点だけお尋ねしたいのでございますけれども、すでにこの問題について論じ尽くされた論点ではあるわけですが、本改正案が通りました場合に、特に交通労働者として心配しておりますのは、提案理由におっしゃる通りに、重大悪質な事犯に対する上限の引き上げではなくして、業務上過失致死事件で一般の求刑なり科刑が引き上げられる結果をもたらすのではないかとこの点でございます。昨日来のずっと引き続いての質問に對しても、その点については大臣、刑事局長はじめすべての答弁者の方々から、そういうことはいないという趣旨の御答弁をいただいております。しかし、やはりまだその懸念はわれわれの脳裏から去りませんし、交通労働者の心配であることは厳然たる事実だと思ひます。昨日の参考人の御意見、特に刑法学者であります滝川先生の御意見なんかでも、裁判官でも検察官でもないですから、その点については当然の答えではありますけれども、結局は裁判官、検察官の良心にまつとあるいは運用にまつというところになつておるわけでございます。そういう点で、重ねて蛇足的なお願ひかもしれませんが、大臣、次官、局長が御言明になったところをより確認する意味で、当然、この改正案が通りました場合に、その運用の基準と申しますか、解釈等を第一線の実務家に御指示なされると私は思ひます。具体的には、きのうの刑事局長の御答弁でも、改正案が通つた後に、できるだけ早い機会に検事正あるいは次席検事あるいは刑事部長会を開いて、その趣旨を徹底するという御答弁がございました。口頭でそういう御指示をなさるというところももちろん必要でございますが、われわれから見ますと、その会同の記録というものは公開はされなかつたと思ひます。それだけにやはり心配があるわけでございます。そのので、文書をもって第一線の実務家に、本改正案のねらいは提案理由のとおりであつて、悪質重

大な事犯に対する上限の引き上げにすぎないのだ、科刑一般の引き上げでないという点を徹底していただくような御用意があるかどうか、その点を確かめたいと思います。

○川井政府委員 法律案が通りますと、その趣旨の徹底を部内にはかるために、必ず法律案の内容とその審議の経過、それから国会における審議の過程において問題になった重要な問題点というふうなものにつぎまして詳細な解説を付し、あわせてこの運用の方針について運用通達を流すというのが私どもの役所の慣例に相なっておりますので、本件は基本法典の中でも最も重要な刑法の改正であり、また最もたくさん事件のある法案でございますので、申し上げるまでもなく、当然文書によりあるいは口頭により、あらゆる方法でもって趣旨の徹底をはかるつもりでございます。

○岡澤委員 いまの刑事局長の御答弁でよくわかりましたが、口頭はもとより文書においても第一線の実務家に徹底するように、通達等で配慮いただくということでございますね。——終わります。

○永田委員 長 これにて本案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。

○永田委員 長 御異議なしと認めます。よって、本案に対する質疑は終了いたしました。

○永田委員 長 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○永田委員 長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。中谷鉄也君。

○中谷委員 私は、日本社会党を代表いたします。本案に対して、反対の討論を行なわんとするものであります。

以下、若干その理由を申し上げます。
一万三千九百人に及ぶ死者、五十一万八千人に及ぶ負傷者、しかもこれら交通事故被害者は増加の一途をたどっております。まさに交通戦争といわなければなりません。これらの事態に對し

て、たとえば交通安全基本法とその他関係法律の整備立案について、劣悪な労働条件のもとに苦しむ交通労働者の労働条件の向上と労働環境の整備について、さらに道路の整備、安全施設の拡充について、その他自賠保の引き上げを含む自動車保険の抜本的改正について、救急医療態勢と救急医療機関の拡充について、被害者補償の確保と後遺症対策について、さらにまた受刑者処遇、精神病と運転免許、自動車教習所のあり方等について、これらが交通事故防止の具体的な課題であり、抜本的な対策である。したがって、これらの事実を今日まで指摘し続けてまいりました。

しかるに、政府は、以上のような交通事故の抜本的原因の規制を怠り、罰則強化の懲役刑の付加を内容とする本件、刑法一部改正法案を提出したのであります。本末転倒といわなければなりません。

すなわち、第一、威嚇によつて事態は解決いたしません。刑の引き上げと、交通事故の減少との間には、何ら相関関係はないと思われまゝ。刑を引き上げ、被害者感情を充足するという見方も、私たちは直ちに納得することはできません。それはたとえ、フランス刑法が三月以上二年以下の拘禁を法定しながら、自動車保険額においては、三千万円を上回る金額を法定してあることにこそ生命尊重、人間の尊重のあり方を見るべきであります。

さらに、第二に、本改正は、刑法の基本原理に對する大きな修正を含むものであります。すなわち業務上過失致死傷罪について懲役刑を付加するということは、現在刑法準備草案が審議されておる中において、早々に、きわめて軽率にこのような改正案が提案されたという批判を受けざるを得ないのであります。私たちは、このような改正について、百歩譲つて、この改正が当面の緊急事態の解決に對処しなければならぬというならば、むしろ道交法の改正をもつてこの事態に對処すべきであるということを指摘いたしてまいりましたのも、まさに刑法の基本原理の修正を含むという

重大な内容を本改正案が持っているからでございます。

次に、第三点、現在業務上過失致死傷罪の拡大解釈により医師、看護婦、調理士、美容師、理容師等、あらゆる業務に従事する人が不当に処罰されることに多大の危険と不安を感じている今日、本改正は、これらの傾向に一その拍子をつけるものといわざるを得ません。

さらに本改正について、たとえば業務過失を業務上と一般のそれとに区別することに、きわめて不合理な不均衡を生ずるものであることを指摘しなければならぬのであります。

○永田委員 長 大竹太郎君。

○大竹委員 私は、自由民主党を代表して、本案に賛成の意見を申し述べたいと存じます。

最近における交通事故とこれに伴う死傷者数の増加は、まことに著しいものがあつて、たとえば四十二年度においては、実に三十八分に一人の死者、四十八秒に一人の負傷者を出している実情にあるのであります。しかもこれら交通事故のうちには、酒酔い運転、無免許運転、高速度運転等に基因するものが続出しており、これらのうちには、傷害、傷害致死等のいわゆる故意犯とほとんど紙一重の悪質重大なものとさえ二、三にとどまらないのであります。まさに自動車は走る凶器であるといわれるゆゑにもここにあらうと思ふのであります。このような悪質重大な交通事故に對し、今日ほど社会的非難が高つてゐるときはないのであります。これを防止するためには、ある程度厳罰をもつて臨むべきであるのが今日の国民の世論であり、要請であることは、昨日の参事人の意見に徴しても明らかであるところであると考えるのであります。本案はまさに世論にこたえ、刑法第二百一一条の刑を引き上げ、それによつて自動車運転等の危険な業務に従事する者に対し、より慎重な注意を喚起するものであると考へるのであります。

次に、第四十五條後段の併合罪の改正についてでありますが、最近における刑事裁判の実情を見ますと、罰金刑以下の裁判を受けた者が多く、特に道路交通違反事件において顯著でありまゝす。そのため、刑事裁判の手続等が複雑化し、混乱を來たしているばかりでなく、裁判の實際においても無用な手数を要しており、その改廢はかねて問題とされていたのであります。今回の改正はまさに時宜を得た妥當な措置と考へるのであります。

よつて、私は、本改正案に賛成の意を表する次第でございます。

○永田委員 長 岡澤完治君

○岡澤委員 民主社会党を代表いたしました。以下述べます希望意見を述べ、また、あとで採択されます附帯決議を順守していただくということを条件にいたしまして、賛成の意見を述べたいと思ひます。

本法案の趣旨等につきましては、もう論じ尽くされましたから省きますけれども、先ほども御質問で確認させていただきましたように、本改正案の成立によつて一番懸念されますところは、本案の趣旨に反して一般の業務上過失致死傷事件の科刑が引き上げられるという結果をもたらすおそれがあることであらうと思ひます。この点につきましては、その運営においてぜひ万全を期していただきたいということが一点。

それから現在の交通事情等を考えますと、事故發生の原因は必ずしも運転者のみにはない、むしろ逆に使用者あるいは管理者等、運転者以外の責任によつて事故が起これるというところもきわめて多数を占めると思ひます。また、道路と車のアンバランス、高度経済成長の欠陥のもたらすいわば悲劇という面もございまして、ある意味では、運転者は加害者であるよりも被害者であるという場合等にもぜひ留意していただきたい。また法の執行者はもちろん専門家ではございますけれども、被害の結果の重大さのみに観点が移りまして、いやしくも世論にある意味では迎合し過ぎて、過失

のない者が訴追を受けるというようなことの無いように、いわゆる一般善良な運転者の権益擁護についてもこの際特に慎重な配慮をお願いしたい。

もう一点、政府はこの金のかからない本法の改正をもつて交通事故防止対策なれりというような考え方をかりそめにもすることの無いように。申し上げるまでもなしに、きのうは総理まで来ていただいて各党から質問をいたした次第でありますけれども、人命尊重の立場から交通環境の整備、交通安全の普及徹底、交通労働者の労働環境の向上等、総合的な交通安全施策の強力な推進を特にこの際政府に要請したい。そして何よりもこの加害者である運転者を罰するということよりも、国民の願いは交通事故の防止であり、またその被害者の救済である、このような点につきましても論じ尽くされましたけれども、損害保険の額の向上等を含めまして、ぜひ政府に検討をお願いしたい。

あわせて、たとえば先ほども述べました善良な運転者の保護という問題とも関連するのであります。特殊な交通労働の従事者であります。たとえば海上における事故の責任追及等につきましても、海上交通の特殊性——海上にはもちろん道路はございません。また陸上におけるように、車と人あるいは電車と人というような問題ではなしに、船と船という専門的な同士の事故であるという特殊性にかんがみまして、従来も慣例上こういう海上交通事故につきましては、海難審判先行の慣行がございますし、これは法律に義務づけられておりませんけれども、このいい慣行はぜひ尊重するという面も御配慮いただきまして、善良な運転者が責任以上の過酷な訴追を受けることのないように御要望申し上げます。討論を終ります。

○永田委員長 山田太郎君。

○山田(本)委員 私は公明党を代表して、刑法の一部を改正する本法律案に対し、附帯決議を条件として賛成の意見を述べたものであります。

本法案が、長年月にわたって慎重に審議されて

きたことは、本法案の重要性を端的に物語るものであります。

わが党は、人命尊重の立場から、人命軽視の風潮に警鐘を鳴らす一助となり、交通事故に対する人身事故への注意を喚起するとともに幾ぶんなりとも交通事故防止の一環となることを期待しております。しかし、刑罰の強化のみが人命を守れるとの甘い考えは毛頭ありません。したがって、本法案成立後の施行にあたっては、その適用は特に慎重でなくてはならないことは当然であります。政府は、人命尊重を第一とし、また本法案は事故防止の一環であるがゆえにも、慎重に事態の重要性を認識して、交通安全対策に対する総合的施策を早急に講ずるとともに、労働条件の改善にも努力することが必要である。また現在の施策では、過去の事例から見ても、とうていおぼつかない状態である。これに対し技術的機構、計画、予算措置を具体的に実施すべきであります。

と同時に、刑罰権の実現に当たる検察官や裁判官が、いたずらに重い刑を加えて事故を防止しようとするがごとき態度に出るはならない。このたびの刑法の運用は、あくまでも適正に行なわれることを強く強調して、本法案に対し賛成の討論を終ります。

○永田委員長 松本善明君。

○松本(善)委員 私は、日本共産党を代表いたしまして、本法案に反対の意見を表明するものであります。

わが党は、この悪質なものの処罰について、それを全く否定するものではありません。むしろありませぬけれども、しかしながらこの法案に反対いたしましたのは、交通安全対策で最も緊急なのは処罰に求めるべきではなくて、交通労働者の労働条件の向上それから交通安全対策の整備、ここにこそ緊急性があると思っております。国鉄や地下鉄その他の軌道では、ATSのような自動停止装置の採用がなされてきたと同じように、道路交通につきましても分離交通状態、歩行者と車が分離をして交通する歩道橋を整備をしますとか、あるいは

ガードレールを整備するとかいうような状態ができませんならば、交通事故が一挙に激減するであろうということははっきりしております。この分野に予算がまだ十分に出されていません。ほんとうに人命の尊重ということを考えますならば、この分野に多くの予算をつぎ込んで、そうして直ちにこの交通事故を防止するというための対策を講ずべきである。この交通事故の原因は、多くの人が指摘をしておりますように、無計画な自動車の増加にあります。一台当たりの事故数が激減をしているというところからこのことは証明をされていいるというふうに思います。そういう意味で、この交通事故の真犯人は、私たちの党では、自民党の交通政策にある、佐藤内閣の交通政策にあるというふうに考えております。だから、いまこの段階でこの法案を提案してくるということは、言うなればその真犯人がどこにあるかということをごまかすことになる、そういう意味で私どもはこの法案に反対なのであります。

法務省の提案をしております提案理由を見ましても、業務上過失致死傷事件の単純一罪が二年六カ月で達しております。上限に達しております。また併合罪について加重をすべき場合においても、これも上限に達しております。法務省の提案が事実上反しているということは、この審議の中でも明らかになっております。また過失犯の処罰について、わが国の刑法上も慎重な考慮を払わなければならないことはたびたび指摘されたところであります。この点についても問題があります。

そのような考えで、わが党はこの法案に反対でありますけれども、この際に、これから提案されるでありますよう附帯決議について一言申し上げておきます。

わが党は、この附帯決議について反対であります。その理由は、この重点の一つは悪質重大な事犯を厳重に処罰するという本法の改正の趣旨を徹底するように、これが多くのところの広がりがないようにということの一つの趣旨にしております。

しかし、これはまさにこの法案に対する反対理由であります。いままでの実務の経験からいたしても、このような附帯決議をつけましても、この法案が成立した場合には全体に影響するであろうというところは、この審議の中で法務省の認めてきたことでもあります。この附帯決議の重要な一つの問題点そのものが、この法案に対する反対理由を明白に物語っているというふうにいかなければなりません。

もう一つは、この附帯決議のもう一つの大きな柱であります交通事故防止対策の緊急性の問題、これを真剣に考えますならば、刑法ではなく、安全対策のために直ちに予算を組むべきである。この附帯決議のもう一つの柱もまた、この刑法の一部改悪に対する反対理由を明白に物語っているというふうに考えざるを得ません。

そういう意味で、このような附帯決議をつけまことは、本法の悪い点、これをいささかも直すものではない、むしろこの法案の性質を欺瞞するという結果にならざるを得ない、このような考えから、わが党は法案並びに附帯決議に反対をするものであります。

○永田委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。

内閣提出、刑法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○永田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 本案に対し、横山利秋君外五名から、自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党の四派共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、この動議について、提出者に趣旨の説明を求めます。横山利秋君。

○横山委員 私は、自由民主党、日本社会党、民

主社会党、公明党の四派共同提案にかかる刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきまして、四派を代表いたしました、その趣旨の説明をいたします。

まず、案文を朗読いたします。

刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一 刑法第二百一十一条の法定刑の引上げは、高速度交通機関の運行に従事する者等の權益に重大な影響を及ぼすおそれのあるものであるから、この改正規定の施行に当たつて、政府、なかんずく警察並びに警察当局は、略奪運転、無免許運転、危険な高速度運転等のいわゆる無謀運転による悪質重大な事犯を嚴重に処罰するとの本法改正の趣旨にとり、業務上並びに重過失致死傷事件の求刑の引上げ等により一般的に科刑が重くなる結果をもたらすがごときことのないようにその運用について万全を期するとともに、事故発生についての使用者、管理者等の運転者以外の者の責任にも留意し、いやくも過失のない者が訴追をうけることのないよう一般善良な運転者等の權益の擁護について慎重な配慮をなされるよう期待する。

二 政府は、本法の改正が交通事故防止対策の一環にすぎないことを考え、この際、人命尊重の立場から、交通環境の整備、交通安全教育の普及徹底、交通労働者の労働環境の向上等、総合的な交通安全施策の強力な推進には特段の努力をすべきである。

三 交通事故等の刑事事件により起訴され、休職となり、あるいは給与、恩給、退職金等について不利益な措置をうけ、後日に無罪となつた場合、その救済について法改正を含む適当な措置を講ずべきである。

四 過失犯の短期自由刑の仮釈放手続の迅速化を検討すべきである。

五 交通事故に関する判決中賠償等の実行がなされずいづゆる、から判決となる事実が多い

のにかんがみ、被害者救済の措置を検討すべきである。

六 交通事故に関する裁判、示談等について公正な国民の相談機構がいまなお不十分なるにかんがみ、すみやかに機構や予算等の充実整備をすべきである。

七 交通事故についての救急医療については、全国的に区々にわたり、また整備が十分でないから、経常費を含む国庫負担によりすみやかに強化すべきである。

八 交通科学の研究については、一元化し研究センター(仮称)のもとに総合的な研究、調査対策を講ずるよう検討すべきである。

九 国民の生命と財産を安全かつ円滑に輸送するには、関係交通運輸労働者の要員確保と労働条件は、密接不可分の関係にある、よつてそれらの労働条件の維持、改善指導に努力し、特に自動車運転者の長時間労働、刺激的ノルマ制賃金体系をすみやかに是正し、労働省が示達した「自動車運転者の労働時間等の改善基準」に関する通達(四二、一、九通達)の趣旨を徹底して生かすよう配慮すること。

十 最近の交通事故による死傷者頻出と、人命軽視の風潮に対処するため、人命尊重の見地から緊急かつ抜本的に強力な交通安全施策を推進するとともに、現行の自動車損害賠償保障の責任保険額の引上げによる被害者救済対策等の措置をすみやかに講ずべきである。

十一 本法の成立に当たり、捜査当局は、とくに海上における事故の取扱いについて、海難審判先行の慣行を尊重するよう格別に配慮されたい。

以上であります。何とぞ各位の御賛成をお願いいたします。

理由を若干申し上げます。この刑法の一部改正法案が本委員会に提案されて以来、実に四国会の長期にわたりまして、この間委員会はもちろ

ん、与野党との交渉、院外、またほかのあらゆる

場面において討議がされてまいりましたが、必ずしも、まだいままお十分とは言えない点を感じて

います。

それはなぜか。法務行政の専門家であるわれわれと野党諸君が、ともに一致して考えましたことは、この附帯決議の趣旨にもあらわれておりますように、刑罰を加重することのみが事故の減少に

ならぬといふことであります。それにもかかわらず、政府の施策はきわめて不十分で、人が死ななければ陸橋がでない、ガードレールがでない、国民会議の運営もきわめて形式的であり、労働過重や経営責任の問題について、政府の怠慢がある。また政府には、とかく人間感情を利用し

て、刑法改正をもつて問題をそらそうとした点をほのかに見ざるを得ないのであります。ここに、共産党を除く野党一致の長文の附帯決議を提案をいたしましたゆえんもまたそこにあるのであります。その長文の附帯決議の基盤になつておりますことは、党によつて賛否いろいろありますけれども、政府にこれらについて猛省を促したい点に

あります。反対の立場に立つ社会党と賛成の立場に立つ他の各党との附帯決議は、まさにその意味では異趣同舟の立場ではあります。しかし、ともに一致して今後この決議を互いに協力して推進をするという点にあります。この各項目は、総理府をはじめ各省各庁にわたる内容を含んであります。しかしながら法務大臣に特に要請をいたしたいのは、この決議の遂行実施に法務大臣として責任を持つてもらいたいのであります。総理府をはじめ、あらゆる各省各庁にこの趣旨を徹底し、他省の問題として放置することを私どもは許さなかつたのであります。先ほども共産党から御意見がござい

ましたが、われわれ法務委員の責任として、この附帯決議が完全に迅速に遂行ができるよう、私ども自身としても今後これを推進したいと考え、その趣旨をもつて附帯決議を提案をいたした次第であります。

○永田委員長 本動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永田委員長 起立多数。よつて、本案に附帯決議を付するに決しました。

ただいまの附帯決議について、赤間法務大臣より発言を求められておりますので、これを許します。赤間法務大臣。

○赤間法務大臣 ただいまの附帯決議の趣旨は了承をいたしました。その趣旨を体しまして、その実現に十分な努力をいたしたいと存じます。

○永田委員長 ただいま可決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○永田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○永田委員長 続いて、法務行政に関する件、檢察行政に関する件及び人権擁護に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを順次許します。濱野清吾君。

○濱野委員 法務大臣に簡単にお尋ねしておきます。簡単に明快にお答えをお願いしたいと思います。法務大臣は就任以来、非常に熱意を込めて法秩序を維持すると述べられ、就任の際の大臣のごあいさつを拝聴しまして、私ども非常に心強く考えておつたわけであります。法治国家でありますから、法務大臣の立場というものは当然だといえ

ば当然であります。私どもは民情をよく察していらつしやる法務大臣がそのあいさつのうちに特に強調をされたわけでありますから、満幅の信頼を持っております。

そこで簡潔にお尋ねしますが、東京のまん中で三派全学連という非常に強い集団デモをやっているものがあり、一再ならず、昨晚で五回目でございます。この五回目は新聞ですでに御承知でありましようが、都内の朝日、毎日、読売、東京、これらを法秩序を維持する大臣がごらんになつて、今日ただいまどういふ御感懐をお持ちになつてゐるか、簡潔にひとつお答えをお願いいたします。

○赤間国務大臣 王子における三派全学連の行動はまことに遺憾でございます。われわれ当局としては正に厳正な取り締まりを行なわなければならぬ。今後関係当局協力をいたしまして、あらゆる現行法規を活用いたしまして、より有効適正な対策を立ててこういう事犯が起らないように全力を尽していきたい、かように考えております。

○演野委員 りっぱなお答えでございますが、現行法規のどれを将来適用しようと考えていらっしゃるのですか。将来の適用されている法規は、私も新聞紙上その他においてよく承知しております。もつと適用する法律がございますか。あるとすればどういふ法規でございますか。

○赤間国務大臣 現在は御承知のように公務執行妨害あるいは凶器準備集合罪、こういう法規が適用せられておるのであります。こういう現在適用せられておる法規も、私は将来厳重な法秩序のためにさらにこれの徹底をはかつていく。なおまた、その行動のいかんによりましては、現行の刑法を許す刑罰というものの適用もひとつ十分やっています。たとえて申しますと、またそのやり方いかんによりましては、将来傷害罪というふうなものも考えられますし、なおまた多数で暴動的なことを続けてやるならば、あるいは一種の騒擾罪というふうなものも考えられると思います。私は、現行刑法の許す範囲内において最も適切な効果のある治安対策について十分な研究をして、治安の上で遺憾なきを期していきたい、かように考えております。

ります。

○演野委員 大臣では無理ですから刑事局長、治安の維持のためにあつた問題については、わが国には既成の法律で国民が承認しているりっぱな法律がたくさんあるはずであります。たとえば、あるとすればどういふ法律がいま大臣の申しましたとおりの適用範囲内にあるか、その点をひとつお答え願ひます。

○川井政府委員 先般から行なわれております学生の暴力行動に対しまして、治安当局といたしましていろいろ研究をいたしておりますが、私は、問題は刑事的な面からは二つあると思ひます。一つは、何と申しまして警備対策の改善強化ということが重要だと思ひます。それでもってまかなえてくることが出来て、大きな騒ぎになつたという場合に、初めて私どもの刑事罰則の適用の強化という問題が出てくると思ひます。今日まで公務執行妨害とか凶器準備集合罪、そういう法律を適用してかたまりのものをまかなつてきたつもりでございます。先ほど大臣が申し上げましたように、場合によつては騒擾罪の適用というふうなことも十分考えていい事態ではないかというふうに思つております。騒擾罪の適用は前にもしばしば行ないましたけれども、いかなる事態においても行ないたいというわけではございません。その事態事態によりまして、騒擾罪の条件が充足されるというふうな場合に初めてこの罰則が適用になるというところでございまして、事態事態をよく見きわめまして、現行法を十分活用いたしまして万全の措置をとつていきたい、こういう覚悟であります。

○演野委員 刑事局長のお考えでは騒擾罪を適用する、大体そういう御意見らしいのでありますけれども、その他にはございせんか。

○川井政府委員 まあ私、所管が刑法ないしは刑法令の分野でございまして、現行法上あるものといつたしましてはそういうふうなものが一応考えられる罰条だと思ひます。なお、御承知のとおり、破防法の中にもずいぶ

んたくさん罰則がございまして、場合によりますれば破防法の中に規定されております罰則というふうなものも将来適用になる場面というものが考えられると思ひます。

○演野委員 ただいまのお話で法務当局のお考えはよくわかりました。警備の充足というふうなお話であります。警備の充足とはどういふふうに了解してよろしいのか。予算を盛つて警官を増員するとか、その他いろいろございまして。しかし、さしあたり局長の考え方ではよろしゅうございしますが、どういふことをお考えになつていらっしゃるのか。今日あつた警備事態を現実に見て、しかも全学連の反復した集団暴力を、しかも東京のただ中行なれておる、その警備体制といふものはどこまで一体考えられるか、また考えているのか。法務大臣もよく聞いておいてください。ちよつとお考えがあらましたらそのめどをひとつお話し願ひたいと思ひます。

○川井政府委員 御承知のとおり警備はもっぱら警察庁が所管し、実施に当たつておりますので、私たちの立場から警備の問題について具体的にいろいろ意見を述べることが必ずしも適当でないと思ひますけれども、警備の対策とそれから刑事処分とが有機的に一体になつて初めて有効な効果を發揮するのではないか、そういう意味合いにおきまして、一面において警備対策の改善強化ということとは私どもの希望でございます。

○演野委員 そこで、国務大臣としての法務大臣に聞くのでありますけれども、今日の警備体制といふようなものが、あつた暴力デモについては完全な警備体制ではない、私どもはそう思ふのです。過般、いまの警備体制は非常にすぐれた経験者であつて、人格者であつて、社会党、保守党ともに信頼を持つてゐる警備総監であります。この警備総監が、もはや警備は限界にきてゐる、ですから、王子病院の問題につきましては何とか善処してもらいたいといふことをそれぞれの機関にみずから出て訴えたといふことがありますが、このことは承知していらつしやいますか。

○赤間国務大臣 私はやはり警察の警備体制を完べきにやつていくといふことは一番大事なことと考えております。いまの警察ですでに限度にきておるといふことは、私はまだ承知をいたしておりません。私はまだ警備体制をさらに強化することができるといふことと考えております。

○演野委員 限度にきてゐるといふことは考えていない、さらに警備体制を強化することが可能だ、おかしな言ひではないですか、一國の治安を維持する警備体制といふものが限度にきてゐると思われぬけれども、さらに警備体制を強化する、これは一体どういふことですか。私は一國の治安を維持する場合に、警備体制に多くの予算を盛り、多くの警官を用いるようなことをしないことが理想的な国家であり社会であると思ふのです。ところがその今日の現状に対して、限度にはきていない、しかし強化することを考える、必要だ、これは大きな矛盾じやございせんか。現に帝都の治安維持の責任を持つてゐる警備総監がそれぞれの機関に、どうにもしようがない、何とかしてもらいたいと訴へてゐるじやありませんか。警備体制が万全である、充足しておるといふが、あつたふうには昼間から夜の十一時あるいは朝の一時ごろまで、あの暴力行動を継続して行なつておる、この警備といふものは限界にきてゐる、その現場の責任者が考えたから、それぞれの機関に訴えたんでございまして。そうお考えになりませんか。限界にきてゐないとおしやるのですか。これはどうも私どもにはちよつと理解のできない問題でございまして。どうお考えですか。あなたはごらんになつたでしょう。この新聞を見て国務大臣としてどうお考えですか。どういふ感懐ですか。

○赤間国務大臣 限界にきてゐるという解釈が、私はこういう騒動と申しますか暴挙に對しまして、さらに徹底的に取り締まりをやる能力がまだある、こういう意味で限界にきておらぬといふことを申しました。さきにも言ひましたように、いま公務執行妨害とか、あるいは凶器準備集合罪な

どでやっておりますけれども、必要があり、また条件が適合し、いろいろな研究をして、これが適切だと思ふならば、あるいは騒擾罪というふうなものでも、私は警察において警察当局がそれを適当と認め、または検察当局が適当と認めるならば、そういう施策もやれるのではないかと、またやる必要がある場合が考えられる、そういう意味で、私はいまの力が限界にきている、警備が限界にきているということについては、まだ限界にきておるといふことについて十分承つていない、こういう意味のことを申し上げたのであります。その辺を御了承願います。

○演習委員 警視總監が、しかも外交機関にまで訴えたという事実を承知しておりますか。

○赤間国務大臣 警備治安の問題は非常に重大でございまして、特にわれわれ関係者は今日まで二回ほどこのいろいろな治安問題について研究討議をいたしまして、あらゆる面につきましていろいろな意見の交換をいたしておるのであります。日本の国の治安をどうすればいふよりもっとよく保てるかどうかというふうなことにについては、警察当局並びに国家公安委員長あたりとは緊密な連絡をいたしております。

○演習委員 いま二回にわたつて研究討議したということは、およそ閣議の話し合ひだと私は想像しますけれども、研究討議しているうちにどんどんとこうした暴力デモが發展していくというふうな、この姿をあなた方はどう見ますか。国の治安の維持はまず法秩序からです。究極においてあなたの責任なんです。そうお考えになりますか。そうお考えにならないとするならば、そして検討をした、協議をしたというだけで済まされるならば、一体政府の治安の責任をどうするか。しかもあなたは当面の責任者なんです。どう考えているか。この乱れた治安を、しかも東京のただ中で昼間から夜までこうした暴力デモが行なわれているこの事実を、協議、討議で済まされますか。治安維持ができない政府というものはこの国にございせんよ。それは未開発の国ならともか

くも、日本のような民度の高いこの国の治安がこのままでいいのですか。あなた方は新聞を見て、テレビを見ても、ただたいへんなことだと、西部劇でもごらんになつていふような感じで受け取りになつていふのじやございせんか。どうなんでしょう。

○赤間国務大臣 お述べになることはよくわかりました。私は法務大臣として非常に責任を感じて、こういう事件の起こることをだれよりも遺憾に考えておる次第でございまして。この国内の治安を何とかして保たなければならぬということ、もう終始頭から去つたことではないのであります。そのためにいろいろな方策を考え、実行のできるものから実行していこうということを考えておる次第でございまして。決してこれを平気で見ておるという考えではありません。徹底的に治安の維持に

ついてはひとつ全力を尽くしていく。なおまた皆さん方の知恵も借りて、これについては全力を尽くしてこれをやつていかなければならぬ、かように私は考えております。

○演習委員 いかにこうしたなまの問題について内閣で協議なさつても、あるいは検討しなさつても、協議、検討だけでは解決せぬのです。口説や演説だけではこうした問題は解決せぬです。ほんとに責任を感じる者は身を挺してこの問題の解決にあたるべきです。行動が伴わない演説やあいさつは何ら価値がない、意味がない、それほど国民はばかじやない。私はこの問題については、法務大臣の立場から真剣に考えて、真剣に検討し、すみやかに具体的な対策を講ぜられることを望みます。

赤間さん、文明国といわれる国でこんな治安の乱れた国はございせんよ。なるほどアメリカあたりは、きょうあたりは人種の問題で騒いでおりますけれども、これとは全然違います。あなたは佐藤内閣のうちでも当面の責任者なんです。あなたが一番熱心に、親切に手を打つていかなければならぬのです。あなたは先ほどから警備の充実とか、あるいはいふん努力しますとかいふことを

連発しておりますが、警備体制はすでにあれに對処するだけの力はない。私は自分の選挙区であり自分の住んでいる町ですから、今日第五波に至るまでの事態を私はこの目で見ています。罪のない市民がシャッターをおろして店じまいをする。ガラスを割られる。戸袋をぶちこわされる。そして土足で入られる。あらゆる損害をこうむつていふのです。何らかかりのない市民です。この気持ちになつていただけませんか。痛さもつらさも感じないのですか。しかも当面の法務大臣として、現にあなたのおっしゃるやうに、警備は限界にきていふとも言い、きていないとも言つていふ。どっちともとれることをあなた方はお答えをされているのでありますが、現場を見たら、警察官はすでに、俗なことばで言えば、へこたれ切つていふのです。なぐられっぱなしなのです。打たれっぱなしなのです。このまま続けたらどうなるのです。どんなに警官を増強しても、私はあ

した治安を乱しているやうな行動については、警備体制を充実すればいいというものであれば解決できないと思ふのです。第一線の警官はすでに士気が阻喪している。言にくいことだけれども、確かに阻喪している。たての陰に隠れて縮まつていふ。たてをかついで逃げている。このさまを見て、治安体制を強化すれば、それであした集団暴行を押さえることができると思ふのです。たいへんな間違ひです。親身になつてひとつ法務大臣は考えてやつて下さい。

もう一つ私はお尋ねいたします。この問題についてはいろいろな法律を適用することも考えているやうであります。しかしこの問題に適用する法律は、適用してその効果のあるやなしや、こういうことが論議されているやうであります。ある法律を適用するとするならば、政治的な配慮が必要だとおっしゃつていふやうであります。その政治的な配慮とは一体どういふことなのか。時の政権を持ったものがこの法律を適用するとこれは都合が悪いという法律が日本にあるのですか。この法律を適用すれば、これは政府当局にとつても都合

合がいいからという法律が特にあるのですか。これは新聞に報道されていることでありますから、あなたも御承知でありましょう。この法律を適用するについては政治的な配慮を十分考えなければいかぬといふことをおっしゃつていふ。どうなんです。権力を持ったものがこの法律を適用することが得策である、そのことが利益である、そのことが都合がいいといふやうな、そういう解釈のできる法律が幾つあるのです。日本には。そういう態度でいいのですか。少なくとも私は、他の閣僚諸君はともかくとして、法務大臣はまさかそうはお考えになつていまいと思ふのであります。このことはどうでしょう。

○赤間国務大臣 法の適用について政治的な配慮があるといふやうなことを、私は全然考えたことはありません。言つたこともありません。私は一國の治安といふものは何よりも大事であるので、政治的とかさういふことでなくて、治安を保つことが何より大事と考えておりますので、政治的配慮とか、そういうふうなことは私は全然考えたこともなければ申し上げたこともありません。全力をあげてひとつあなたの御熱意のあるやうに、私も日本の法秩序を保つことに全力を尽くしていきたい、ただそれだけ考えている、御了承をお願いいたします。

○演習委員 国会の質疑応答は、了承などというやうなものじやない。ことに法務委員会はいまいなことを使わないことになつていふ。政治的な配慮といふことは言つたことがないといふならけつこうでございまして。これはあなたに敬意を表します。しかし都内の一流新聞は筆をそろえてそれを書いていふ。これはおよそ二十日前あたりの日刊新聞が全部書いていふ。政府部内にそういう意見があるに違ひない。私はそういうところいろいろな疑いが生じてくると思ふのです。ひとればかりではなしに、都合のいいときには法律を適用する、政権を持ったものに都合のいいときには、あるいは都合の悪いときには法律の適用を変えていく、そういうものじやないでしょう。

それを新聞紙に堂々と二回にわたって発表されて
いるのでありますから、そういう關係があるに違
いないのです。どうも近ごろ自民党の政權は、非
常に強いことを言うかと思つて、黨員の
苦々しく思うほどすぐに腰折れをしてしまふ。一
体どういふことなんですか。きようは官房長官も
いますからよく聞いておいてもらいたい。正しい
ことは正しいのではないですか。それは社会党や
自民党のそれぞれの立場から政策は違ふであら
ましようが、社会党の主張することは、社会党の哲
学から見れば、正しいことは正しいといつて勇敢
に主張しておるじやありませんか。わが党の政府
は何です。非常に大きなことを言つたかと思つて
りつぱなことを言つてくれたかと思つて、すぐに
よたよたになつてしまふ。それで一体國民に信を
つなぐことができませんか。私はこんなことを言
いたくない。言いたくないけれども、継続して、反
復して、しかも昼間、日中から夜に至るまでこの
いふ集團暴力が行なわれる。これを考え合わせる
と、そしてこれに対する対策としての政府内部
の意向をそんたくすると、これまた演説はするけ
れども、答弁はりつぱではあるけれども、説明は
わかつたやうなことを言うけれども、了解という
ことになつてしまふのだ。社会党の諸君だつて双
手をあげて賛成ではありますまい。社会党は元來
平和革命を企圖してゐるのでありますから、私は
そういうことにあなた方がほんとうに勇氣を出し
たらどうですかというのです。警備陣營はまさに
へこたれてゐる。西部劇でもごらんになるやう
に、見てゐるときには愉快だ、やつてゐるなとい
うことでしょう。私はそれでは法務大臣の責任は
果たせないと思つてゐます。ここに東京新聞
がございます。「ヤジ馬も投石、警官隊大弱り」と
書いてある。それはそういうふうになつてしま
つた。私が警官隊、警備陣營といふものはへこた
れてゐるという失礼なことを使つてゐるけれど
も、これは冗談じゃない。「警官隊大弱り」、どう
して弱つてゐるかということはあなたにまだよく
わからないかもしれない。端的に言えば、警備終

監がそれぞれの機關に對しまして王子病院の移転
を訴へてゐる。この事實をもつても、内容は説明
せぬでもおわかりだらうと思ふ。「おまわりを殺
せ無責任な暴徒の群衆」と、こうある。です
からこれは真剣に考へてくださるやうにお願いし
ます。官房長官もお願いいたします。逃げ回つてい
ないで、官房長官なんです、内閣の担当なんですか
ら、王子病院の問題をどう対処するのか、こうい
うことについて真剣に考へてもらいたいと思ふ。
これは全學連ばかりではございせん。もはや昭
和四十年からあすこのあつた王子病院、アメ
リカの病院を建設することについては反對してい
る。区議会の決議、これは党派を超えて全員一
致で決議してゐる。この決議は自治法によつて再
三再四政府當局にも上申されてゐるはずで、そ
うして町の諸君も、あれは文教地区でありますか
ら、ここに病院を持つてこれらは困るといつ
て、全學連以外の一般の市民は区議会の機關を通
じての決議として請願し、あるいは法規上の手続
をとつてゐるはずであります。原因をたせば四
十五万、板橋五十万、百万近くの人はあの場所
に病院を持つてこれらは困るといふことで、昭
和四十年前後から運動してゐるじやありません
か。そして今日ではこうした暴力デモの全學連
と一緒になつて、そして町ぐるみ運動に発展し
てきたものではありせんか。官房長官は政治家で
ありますから、昔の役人官房長官ではないのであ
りますから、この辺の事情はよくおわかりでしょ
う。目的は違つております。全學連の目標とする
ところは思想的な、政治的な一面のあることはこ
れは言うまでもない。しかし百万近くの板橋、北
区の住民は、そういう政治的な思想的な運動では
ないのです。それがたまたま一つに合流して、そ
うして片方は角棒を持ち、石塊を持ち、やつとこ
を持つてあはれ回る、片方は羊のように、そして
陳情、請願をやつてゐる。それがだんだん東京
の、すなわち城北部に発展してきてゐる。これが
將來わが党の言つてゐる安保条約にどう影響する
か、これは官房長官わかるでしょう。わからなく

ちやならぬはずなんです。これがわからないで国
際政治とかあるいは政治とか行政とかいふこと
は、これはまことに噴飯事なんです。こういう見
えすいたことはわかつてゐるはずではありせん
か。官房長官、これはどうするのです。
○木村(俊)國務大臣 私はもうこの問題は、単に
条約上の權利義務だけで片づけられない問題だと
考へております。そこで条約上の關係から申しま
すと、御承知のとおり、提供された施設地域内の
用途の変更でございせんから、これはとやかく言
う筋のものではございせん。しかし私はこの問
題に關連しての地元住民の非常に純粋な反對
等、よくわかつております。先般政府内部でも、
特に總理みずから私に指示いたしましたのは、現
在もうすでにきまつたこの四月三十日の時点を前
にして、すぐこれをとやかく言うことは現実の問
題としてはできないが、將來の日米長期間の政治
的な問題を考へまして、これは將來ある時期
に、あるいはできるだけ早い機会にしかるべきと
ころへ移転してもらいたいといふのが政府の意思
でございせん。ただそれまで住民の方々に何もせ
ずにお待ち願ひたいとは言へません。それまでの
範圍内におけるできるだけの改善といひますか
たとえはヘリコプターの問題あるいはそれに伴う
騒音をどうすれば少なくできるか、あるいは伝染
病患者を持つてくるということについての住民の
不安の解消、またその付近において日本の住民の
方々に、もし交通事故とかそういう急患がござい
ましたら、そういう急患についてもひとつ考へて
もらいたいといふやうなことを含めての申出をい
たしたい、こう考へております。
○濱野委員 官房長官の考へ、それは政府の考へ
として了承いたします。
それに關連して、防衛庁の施設庁長官、おいで
になつていただけますか。引つこんでいないで前に出
てください。
在日米軍の地位協定について、何回かいろいろ
な米軍の施設等につきましては、あなた方、いろ
いろな面で折衝していらつしやると思ふけれど

も、いま問題になつております、そして全學連が
あつたデモを反復してやつてゐる問題の王子病
院が、もとはアメリカの地図部隊の駐留してゐた
ところでございしました。それをどういふ経緯で
病院といふことに変更されたのか。その経緯をひ
とつ説明してもらいたい。そして、あなたは北区
区議會が超黨派的に、あの土地を開放すべし、あ
の周辺は文教地区である——こういうやうなこと
を知つておつたのか、知つておらなかつたのか。
その点をお答え願ひたい。
○山上(信)政府委員 お答え申し上げます。キャ
ンプ王子でございせんが、これは先生御承知のよ
うに、旧陸軍東京砲兵廠あとでございまして、昭和
二十年に米軍に接収せられましてから、提供施設
として引き續いて現在に至つておるわけでござ
いまして、三十六年にキャンプ王子といふ名称に変わ
りまして、當時陸軍地図局が使用しておつたので
ございせんが、四十一年に地図局は閉鎖されまし
て、その後は朝霞の營繕部倉庫として使用されて
おつたのでございせん。それと前後いたしまし
て、昭和四十年の末に米政府から外務省を通じ、
キャンプ王子に病院を開設するといふ連絡がござ
いしました。その後、四十一年の末ごろから、王子
に病院の改装と申しますか、あそこはあつてゐる
施設がございまして、それを改装して病院にす
るといふので改装工事に着手いたされまして、最
近に至つてこれが完成を見たといふやうな経緯に
なつておるのでございせん。その間におきまし
て、北区の地元から、王子の地図局が閉鎖される
といふことであるから、これを開放してほしいと
いう要望があつたことは私も承知いたしておいま
す。私、昨年暮れに就任いたしましたのでございま
す。報告によつて承知いたしておいます。これに
つきましては、米軍としては、当時からそういつ
た施設が、現在部隊がおり、またそういつた病院
を開設するといふやうな意圖もありませんと思
ひますが、開放といふことについては、なかなか
むづかしいといふやうに、そういう米側の意圖で
あるといふことを伺つておる次第でございせん。

最近に至りまして、これが建設工事を見ましたので、四月末を目途として病院を設置するというような連絡が私のほうにきておる次第でございます。

○演野委員 あなたは最近御転任になったそうでございますが、お尋ねするのは無理かと思ひますが、全般的なことでも聞きます。

一体、安保条約、それに関連したる在日米軍の地位協定——わがほうの政府は、米軍の御都合ばかりうかがっているのですか。協定というものは、もう米軍が一つの軍命令を出したつもりで、あなた方は協定というものを見ていらつしやいますか。それが一つ。

それでしたら、この地図部隊を病院に使用目的を変更するというような場合、それが適当であるかどうかという問題について、日本政府は一言も言えないという立場なんですか。それが二つ。

それから第三は、一体病院というようなのは、どういう環境を必要とするかというのを防衛庁当局はお考えになったことがございますか。米軍にとつても、あるいは日本人の平明なる考え方から見ても、病院という好ましい環境は、一体どういうところにあるのか。それが第四。

それに関連して、一体東京のただ中で、しかも教育機関のたくさんあるところで、人口が非常に稠密であつて、都営住宅をはじめとして、ほんとうに市民のことを考えれば、大きな影響があるというところ、反対だということを一体あなた方は予測しなかったのか、またそういうことを予測しても、相手が米軍であるから、これは向こうがやるといへば、そのとおりにならざるを得ないという性質のものであるかどうか、その点について具体的にどういう交渉をやつたのか、これを拝聴したい。

○山上(信)政府委員 日米安保条約並びにそれに伴う地位協定に基づきまして施設を提供いたします場合には、日米間でそれぞれ個々の施設について提供の可否その他を協議してきめるわけでございますが、したがひまして、一方的に米側が要求

したからできるというような性質のものではないと存じております。ただ、この病院の当該王子キャンプにつきましては、先ほど申し上げましたように、米軍にすでに一般提供施設として提供しておる施設でございます。したがひまして、米側といひましては、従来このような施設につきましては内容をいろいろ変更したり、あるいは内部を整備したり、用い方を変えるというようないつこともつきましては、いわゆる地位協定第三条一項に基づく管理権としてできるということに了解されておる次第でございます。病院を持つてくるということも、そういった前提に立つて米側が考えたことと、私たちとしても想像をしておる次第でございます。

ところで、この病院の施設についてはどういふことであるかということでございますが、当時王子に病院を移設したいということにつきまして話がございますけれども、なるべくならばほかの地域が好ましいのではないかと、これは、われわれの事務レベルにおいては多少そういうことも考えたのでございますが、またそういう話をしたこともございますが、米軍としてはこの地域に施設もあり、他に適当な施設もないので、ぜひここにしたいということと設置の進行が行なわれたいというふうに承知いたしております。今日そういうふうな病院があつた地区にあってはたしていいかどうかということでございますが、これにつきましましては、病院の環境というものは、それはでき得る限り平穏な環境であり、いろいろ騒がしいことがないということが望ましいといふことは言うまでもないと思ひます。町中に病院があるというところは、これは普通の病院でございますれば町中にあるということもあろうと思ひます。ただそういう環境が騒がしくなるというところは非常に好ましくないことではなからうというふうに考えておられます。ただ、現在までの状況はさうな次第でございますので、御了承願ひたいと思ひます。

○演野委員 私はいまさらあなたにいろいろなことをお尋ねしてもしかたのないことだとは思ひますが、

すけれども、一体あなた方は米軍に対して卑屈になつておるのじやないですか、非常に卑屈になつておるのじやないですか、アンダードックになつておるのじやないですか、どうも施設は従来いろいろ問題を引き起こして、いろいろな委員会や問題になりまして、米軍をそんなにおそれることはないでしよう。億の人間がいるのですから。大体あなた方は使用目的の変更のときに十分米軍の理解を得、当方の考え方を開陳して、そうして変更すべきじやなかったのですか。米軍に対しては、あくまでもあなた方は命これ従うというやうな、やっかいな扱いにして、手を触れないほうが無難だといふやうな考えを持つておるのじやないですか、それはどうなんですか。どうも施設は、防衛庁といへば日本の陸海空の役所ですから、アメリカの陸海空軍に對しては、一つの親しみを感ずると同時に、卑屈になつておるのじやないか。

従来の富士の問題でも何でもそうなんだ。どうなんでしょう。そうでないといふれば十分理を尽くして、こういう使用目的を変更するやうな場合には、あなたのほうから、米軍にとつても好ましいことではないでしようという強い意見が生まれるべきだと思ふのです。それから地元は非常に迷惑なんだ。自治法による議決を持つてわれわれのところに来ておるのです。だから日米の将来を考えてくれるならば、この場合他に敷地を求めてもらいたい、これが地図部隊同様の事務を行なうところならばそういう議論はできないかもしれぬが、病院なんですからね。米軍だつてあそこが好ましいとは考へておらぬでしよう。米軍はどうしていいかといふのです。ここが一番患者の療養のためには適當の地である、こうお考えになるのですか。大体防衛庁は国民に對して親切心が足りないのじやないかと思ふのです。ほんとうにあなたが政治あるいは行政を行なうとするならば、あそこへ持つてくることは、当然地元として、東京都としてもこれは好ましいところではない、ことに病院それ自体の環境としていいところじやない、これはアメリカにお話ししても通る話じやなかつたのか、この点どうなんです。これはまた將來どうするのです。

○山上(信)政府委員 たいへん対米接衝についての態度について御批判をいただいたわけでありまして、私も主眼すべきことは主張すべきことと主張いたすつもりでおりますし、そういう考へております。なおこの病院につきましては、今日米軍がすでに二年にわたつてそういつた計画のもとに設置の準備を進め、そしてここに開設しようことになつておるのでございます。したがつて、この病院に對しては、これができまして周囲の方々に御迷惑のかららないやうな、たゞいま官房長官がおつしやつたやうな、騒音の問題であるとかあるいは伝染病あるいは検疫の問題、その他外部に影響を与えるやうなことにつきまして、十分に米側に善処を求めるやうなことを少なくとも当面の措置としていたしたいというふうに考へておる次第でございます。

○演野委員 そのことは官房長官が政府を代表して答弁しているからよいことだ。あなた方のいままでの事務の運用過程について、卑屈じやないのかというのです。アメリカには一言も言えないで、そしてわが国民がどんな迷惑やどんな不安になつても、あなた方の交渉というものはたゞことばの上の交渉だ。ほんとうに熱意がない。熱意があればこんな問題は解決するでしよう、こんな事理明白な施設ですから、病院施設なんですから。私はこの点まことに残念だ。アメリカには親切であるかもしれぬが、あなた方は日本国民には不親切である、そういうことである。それがどういふやうに発展するかおわかりでしよう。あなた方には痛くもかゆくもないかもしれぬが、私はそう感じとつておる。だからこの問題は、官房長官が政府を代表してお答えになりましたけれども、現実の問題で真剣にやつてもらいたい。これはたいへんな問題を引き起こしますよ。百万の人間が動きますよ。あなた方が不親切であつてこうした施設についてはどうすればいいかというやうなことをお考へにならずに、ただ一べんの事務的処理

にまた努力をしていきたいと思ひます。私は、
国の治安は、さきにお述べになりましたことに同
く同感で、徹底的に治安維持をはかれという御熱
意のあるところは十分了解しております。今日の
日本の産業にしても何にしても、治安が保てたか
ら発展したのであって、治安が保てなくて乱れる
というようなことになつたらたいへんなことだと
いうことはよくわかつております。さらに研究す
るというのは、さらにくふうをして撲滅についで
の方策というものを絶えず研究をしていこうとい
うことに御了解をお願いしたいと思います。

○鑑治委員 私はあるたのほうでやつておらぬとい
うのではない。やつておるだろうが、だんだん
悪化してきておる、これは何としてでもとめなけ
ればならぬということは言わぬでもわかつておる
と思うが、これから大いに研究します、大いにや
るつもりでございませうというから、いままでもう
していただくということになるのです。刑事局
長、先ほど騒擾罪も考へておるといふのは、私ら
は前から、何ゆゑ騒擾罪を適用されないのだろう
かと言つたことがあるが、いまお考へになつたの
ですか、前から考へておつたがやらなかつたの
か、これを聞きたい。それと同時に、こんなこと
を言つておつて、考へるのはけつこうだが、ほん
とりに治安が保てるでしょうか、治める確信があ
るかどうか、それを承りたいから私はこのことを
言うんですが、どうですか。

○川井政府委員 騒擾罪の適用については、もち
ろん常時前から考へていたことでございまして、
騒擾罪の適用と申しまして、御説明するまでも
ないことだと思ひますけれども、過去においてい
ろいろ運用してみた結果、その構成要件の解釈な
り、具体的な騒擾の実態というやうなものに即し
まして十分な証拠が集まるとか、事態の推移を見
きわめまして、見込みあるものについてこれを適
用するというふうな方針でできたわけでございま
すので、いままでの事態は、外形的に見ますと騒擾
の要件を満たしておるようでありますけれども、
私ども専門的な立場から見ますと必ずしもその適

用に踏み切ることはいままでできなかったという状況でございますので、今後のそれぞれの事態に即しまして、そういう条件に当てはまり、かつそれを適用することが最もよろしいというような判断に立てば、いつでもそれを適用してやるということにつきましては、検察庁におきましても異論のないところでございます。

○鍛冶委員 われわれは外部におるんですからこれを適用しなさいとか、こうしなさいとか、そんなことは言わない。おつしやつたから、それならなぜいままでやらなかったのかと言うんですが、いずれにしても、これは断固として治めてもらわなければいかぬ、日に日にエスカレートしている、こういう点だけを申し上げます。そうしてこれならやれるという方針を立てて、できるものならわれわれにも聞かせていただきたい。われわれだけではなく国民を安心させてもらいたい。

それから、先ほど警備体制を充実することによつてやれると言われましたが、警備体制については、これも具体的に何かお話しになっておるのですかどうかですか。あなた方警備体制の話をしたと言われるのだが、しても効果が無いのですか、それともまだそこまできていないのですか、どちらですか。警備体制に対しては、必要があると思えばどういふことが必要なのか、どのようにやつておられるか、ついでに聞いておきたいと思ひます。

○赤間閣務大臣　その警備体制の強化方とか、いまお述べになりました騒擾罪のような問題、あるいはあらゆる面からわれわれはたびたび寄りまして、治安の問題の研究をかねて協議をいたしておるような次第でございます。やはりケース・バイ・ケース、それから動き方、あらゆるものを見まして遺憾のないような方法を講ずる。ただ、いまお述べになりました断固として治安の確保に当たれということとは、非常にごもっともなことで、今後御趣旨に沿うように全力を尽くしていきたい、かように考えます。

○綴治委員　われわれは、こうしなさい、ああしなさい、

なさいとは決して申しませんが、いづれにしても、とにかくいかなることがあつてもこの騒擾の世界をひとつ鎮静してもらわなくちゃいかぬと思ひますから、その点を申し上げます。これは一つ確固たる方針ができましたら、でき得るならば、この委員会であらうと何であらうと、明らかにして、国民に安心を与えてもらふことをお願いいたします。

○濱野委員　最後に官房長官にお伺いします。政府の王子病院の移転についての考え方はよくわかりました。できるだけ外交機関を動かして、それから施設序のほうも御協力を願って、すみやかに移転の措置をとってもらいたい。これは何も全学連が騒いだから、それだからあの移転、あそこを開放してくれと言うのじやありません。その以前に百万の人たちが、あそこを開放してやってくれということを政府当局にさんざんお願いしてあるはずで、これは成規の手続を経てやっているのではありません。そんなことに懸念する必要はない、官房長官それは約束してください。これは国家のためですよ。日米関係のためにもお願いします。

それからもう一つは、その間における暫定措置として、閣議でいろいろ論議されて、そして官房長官もだいたい協力しているようでありますが、たとえば伝染病予防に関する問題、もう一つは騒音と防止の問題、もう一つは風紀の問題、これは口ではすみやかに解決できるような相談も協定もできるでしょう。しかし実質的にはなかなか容易ではない。日本の専門家が患者のところへ診察をして、いろいろと医者の見解も違ってくるだらうと思ふし、いろいろな手当ても違ってくるだらうと思ふ。しかしないよりはいい。ですからこの点も十分心して対処してもらいたい。

もう一つはヘリコプターの問題であります。重病患者を輸送するのだからというようなことが新聞に出ておりましたが、その重病患者がどの程度であるかよくわかりませんけれども、アメリカカカマのいろいろな装備、設備から考えれば、どこから運んでくるかよくわかりませんけれども、日本の

道路面で、この交通のふくそうした土地で自動車などで運ばば、これは患者の健康やあるいは病態に非常に大きな影響のあることは必至だと思ふ。ですからこれはなかなかアメリカとしてもやめられまいと思ふけれども、できるだけひとつやめるようにしてもらいたい。荒川の上空を飛んで市民に騒音というやうなものを与えないやうな配慮をするということが新聞に出ておりましたが、それも一つの方法でありましょう。しかし荒川の河川上を飛んでも、やっぱり市内に入らなければ病院に入れないのでありますから、ですから最善の措置をひとつ官房長官とってもらいたい。

それからもう一つは風紀の問題であります。これが一番困つちやうですね。アメリカの傷病兵はいずれも若い人たちでしょう。若い人たちが傷ついて来るのでありましょうから、若いエネルギーは生理的本能の解決場所というものを当然考えます。終戦直後に赤羽工兵隊並びに被服本廠等にアメリカの一連隊が入つたときがある。いまだから申し上げますが、この兵隊さんのエネ

ルギーですが、兵隊さんが殺伐な戦場でいろいろな不自由を感じたことを、赤羽地区の、いまの病院の裏のほうでありますが、ここでもつばらしておりました。良家の婦女子が姦せられた。人妻も姦せられた。われわれは終戦直後にそれを体験しております。これは関係のない人たちはそうでもなからうと考えるでしょうけれども、風紀の問題だけはやっかいな問題になります。だからこれを善処すると言ってみても、とんでもないむずかしいことは四王になって、らわつたです。さういふ反響

区、北区の住民はそういう経験を占領された当時
にしているのですから、風紀の問題は日本人が解
決するとおっしゃっても、なかなか容易ではな
い。ことに赤坂や銀座あたりでは日本でも女性み
ずから風紀を乱す者がいるわけですから、おまえ
さんのほうでも注意をしるということが出るかも
しれませんよ。こういう問題はなかなか容易な問
題ではないのです。ですから結局一刻も早く王子
病院は、病院にふさわしい環境の土地を見つけて

移転する。新聞を見ると十億円ぐらいいな経費がかかっている。しかしあの市内のまん中のあれだけの敷地を開放すれば五十億や百億には売れるのでありますから、富士山のすそ野の環境のいいところへつくとか、あるいは反対のないところを買収してつくれば、財政の問題は何とか解決する問題でございましょう。官房長官、そう思いませんか。予算措置でできる問題です。残る問題は政府の誠意であります。ああいった性質のものをあそこへ置いて、東京都民に不安を与え、しかもそれが全学連の運動などと呼応してどう発展するかというようなことを考えれば、官房長官、賢明な政治家ですからこれ以上言うまでもございますまい。どうぞひとつ真剣に取り組んでやってください。よろしく望みます。

○木村俊 國務大臣 申すまでもなく、政府においてはそういう趣旨に基づいて最善の努力をしたと思います。先ほど予算委員会でも総理みづから野党の方の質問にはつきりそう言っております。

○永田委員長 岡澤完治君。

○岡澤委員　まだ同僚議員も官房長官に対する質問を待っておられるようでございますから、簡単にと申し上げますけれども、ぜひこの際聞いておきたいことを二、三点お願いしたいと思います。

先ほど与党の先輩委員からかなりきびしい追求がございまして、私は王子の野戦病院事件も含めて全学連問題全体を、この際感情に走らないで、冷静に御一緒に考えてみる立場から申し上げたい

昭和三十五年六月十七日、例の第一次安保闘争の直後に朝日、毎日等、日本の七大新聞が「暴力を排し議会主義を守れ」という共同宣言を発しており、そのことばは「民主主義は言論をもつて争わなければならない。その理由のいかんを問わず、またいかなる政治的難局に立とうと、暴力を用いて事を運ばんとすることは、断じて許さるべきではない。」こういうことをうたっており、言うまでもなく近代民主国家の基礎は力にかわる

に法の支配であります。この法の支配を否定しては私は民主国家における要件、国内治安の維持も社会秩序の維持も不可能だと考えるのであります。この意味から、国家も国民も政府も国会も法の無視、法秩序の破壊は神経質過ぎるくらいに配慮が必要だと私は考えております。そういう意味から、ここに例の三派系全学連の委員長であります秋山さんが四十二年の十月九日に新聞発表している記事があります。われわれは現体制を認めないからその法律も認めない、間違つた体制をこわすためには実力行使は正しい、またことしの一月三十日の日比谷におきます全学連佐世保闘争報告大集会で、やはり秋山委員長は、大衆には当然武装の権利がある、大衆が誤つた代表者を武器をもつて倒すのに何の気がねがある、一九七〇年にはもつと武器を持つべきであるということを公言しているわけです。彼が委員長のもとに統一されております三派系全学連の行動は、私がここで申し上げるまでもございませぬ。また一般市民の被害——警察官はもとよりでございますけれども、あの被害の物的、人的な数字等につきましても、先般来法務委員会でも私自身も質問してきたところであります。私は、ここまで参りますと、自民党の委員の方の発言とは違つた意味からも、どうしても現在のこの状態を放置すべきではないという感じを持つものでございます。

それと関連いたしまして、私はこの際御一緒に考えてみたいのは、この事件の背景について、先般来も教育的な見地からあるいは政治的な配慮から指摘されてもつた点もあつたけれども、きょうは特にマスコミのこれに対する影響ということを御一緒に考えるべき段階にきているのではないかと。先般来の委員会でも明らかにしたように、三派系全学連の学生諸君の大多数は教養学部、の学生であり、しかも年齢的には、三分の一は未成年者であります。しかもきのうのうちの麻生国対委員長あるいは受田議員団長等が視察された報告によりますと、高校生で女性が多数これに参加しているというふうな実態があるようでありま

す。そういった事実と、私は、彼らがいかにか善意であり、あるいはまた動機に同情すべきものがございまして、いわば判断力のない彼らの行動は独善偏向からきた結果である、こういうものをきびしく正してやる、正しく指導してやる、勇気を持って正しい方向に善導するということは、これは国民の一人としての義務ではないかという感じを持つわけでございます。もちろん報道関係の方々には報道の自由あるいは取材の自由がございす。またこれも憲法上きわめて大事な基本的権利であるというところは私も承知いたしております。しかし私自身の過去の経験からいたしまして、やはり若いときには物的な欲はございせんけれども、英雄主義といふかヒロイズムといふか、あるいは自分自身の独善に基づく間違つた意味での勇気がございす。これはやはり私ども人間としての先輩の立場から、正しく指導してやるということ自体が、学生自身のために、もちろん社会秩序の維持とかあるいは地域住民の被害を守るという意味から必要ではないか、そういう点から私は、新聞、テレビをはじめマスコミの方々があまりに彼らを英雄的な扱いをして報道されるところにも一半の責任があるという感じがいたします。聞くところによりますと、警備当局なんか、どこで衝突が起るかというところはテレビ局に聞けば一番よくわかる、学生諸君はあらかじめテレビ局に、ここでやるといふことを報告して、やはりそのとおりちゃんとそこで衝突が起ることとを考へましても、逆に彼らにマスコミが利用されておるといふような面もなきにしもあらず、また彼ら自身の行動も、ある意味ではショー的なあるいは英雄主義的な感情が背景にあるということを指摘できるのではないかと私は考えるのであります。

この際私は、過去の二・二六事件から大東亜戦争に至る日本の失敗、あるいはナチスの失敗を考へましても、日本人がやはり民主的な訓練の不足する点是否定できない。ややもすれば感情に走つて付和雷同的な性格を否定できない。先ほど濱野

委員が指摘されましたような米軍野戦病院の問題につきましても、あそこに設置するということも原因の大きな条件になっておるような気もいたしますけれども、しかし一連の全学連の学生諸君の行動を見ますと、やはりそれ以外に理由を考えざるを得ない。そういう点で、私はこの際冷静に客観的に、あるいはまた勇気を持って、間違ひは間違ひである、暴力は民主主義の敵であるということをはつきり、特に内閣においてもPRの組織も予算も持つておられるわけでありまして、先ほど申しました取材の自由あるいは報道の自由を反しない限りにおいては、やはりもう考えるべき時期がきているのではないかと。また大学の自治とか学生の自治ということも彼らは言いますけれども、現実に卒業式におけるあの行動を見ましても、学生の自治も、学生の中の二〇％以下の数の学生が全学を支配する、ほんとうの意味での自治でも何でもないのである。もちろん大学の自治、学問、研究の自由とは何の関係もない彼らの行動です。こういうものに対して、私は日本の知識人も勇気がないと思ひますが、やはりその先頭に立つ内閣なり政府なりがもう少しはつきりした態度をこの際お示しになる時期がきているのではないかとこの際感じするわけでありす。そういう意味から、文部大臣はおられませんが、内閣を代表される立場で、官房長官からも、ぜひ大学の教育問題について、この間、大学の学生のあり方について、学校制度のあり方とも関連して文部大臣にも質問いたしておりますが、ぜひ中学校、高校教育も含めて、教育のあり方あるいは教育者のあり方等、特に全学連の諸君の中で過半数は国立大学の学生が占めておるといふことを考へても、ぜひこの点御検討いただきたい。そしてまた国民に対する秩序、法を守る意識、法の權威に対する挑戦についての断固たる国民の自覚を要請するという態度が私は憲法上必要ではないかという感じがいたすのであります。これらの点について官房長官の御所見を伺いたいと思ひます。

○木村(俊)國務大臣 いまお話をしました三派系

全学連の一連の暴力事件につきましては、いまお話のあつたとおり、これは治安の問題としてのとらえ方あるいは教育問題としてのとらえ方、いろいろ問題がございす。その中で治安の問題につきましては、先ほど法務大臣からお答えになりましたとおり、政府といたしましては、暴力は絶対許せない、その動機、目的のいかんを問はず、暴力に対しては断固たる態度をもって臨む、これが政府の治安の方針でございます。しかしながら、また一面におきまして、この三派系のみならず、全学連全体の問題といたしましては、やはり教育そのものにも相当責任があるのではないかと、ことに大学の管理の問題に至りますと、私も政府の側から見ましてもまだまだ不十分点がある、しかしながら、直ちにそれを私ども政府のほうから大学管理について政治的容喙を入れるというまだ時期ではない、しかしながら、大学自治のいまの状態がこのままでみずからそれをこわすような状態に追ひやられては、むしろ大学自治を守る政府の方針からいってたいへん困難な事情になりますので、いまそういう文教政策といたしまして事態を静観しておるところでございます。

先ほどこれに対する破防法の適用の問題でいろいろ御質疑等がございました。私も決して一定の法律要件を備えた事件に対して法律を適用しないというところは、これは法の許すところでもございせんし、またそういう中で法の適用が左右されてはならないと思ひます。やはり法の目的といひますのは、法の適用が効果を全うするということもたいへん大きな要素ではなからうかと思ひます。私がこの一連の事件をじつと見ておりまして、やや感じますのは、いま岡澤委員がおつしやいましたように、ある時期までは相当市民感情がこれに対して追隨しておつたような時期もございました。しかしながら、成田事件、王子事件を一つの契機といたしまして、きょうの新聞で見ますと、都民、国民感情が彼らの暴力を許さないというふうな、ある意味での社会的隔離の現象もついに出現しております。きわめて私ども

注目しておるところでございます。したがって、法の効果を全からしめるためには、やはり世論の支持、先ほどお話がありましたように、ただ一般国民の国民感情のみならず、報道、世論というものも非常にこの問題には大きな影響を持つようでございます。そういう面から見ましても、三派系全連連に対する世間と申しますか、世論というものの見方が正しくなってきたということとはわれわれも痛感いたしております。今後私どもは破防法につきましては、これを適用する方向においてあくまで検討するということで現在は進んでおるわけであります。

○岡田委員 終わります。
○永田委員 岡田委員。
○岡田委員 時間もだいぶたつておりますので、私も簡単に伺ってまいりますから、大臣のほうでも簡単に明瞭にお答えをいただきたいと思っております。

きょう私の取り上げるのは、綱紀肅正の問題であります。
最初に、法務大臣に伺ってまいりたいと思っておりますが、これは昨日法務省からどういう点を質問するかという点がございますので、簡単に申し上げますけれども、質問の問題点を提起いたしてまいりますので、法務大臣はお答えいただけますか。

北海道小樽市新光町一二〇織田恵水という人が昨年、すなわち昭和四十二年七月十八日に東京都千代田区永田町ホテル・ニュージャパンの中にあります株式会社日本物産、その代表取締役——この人は現在代議士であつて、政務次官の職にある人でありまして、同僚でございますので、私はあえて名前を申し上げません。この人を相手として詐欺事件として訴え、そしてその告訴状が東京地検にすでに出されているはずでございますが、それは受理をされておらずでございますが、まず最初に法務大臣からこの経過をお伺いしたいと思っております。

○赤間国務大臣 お尋ねの事件は、御指摘のとおりでございます。昨年の七月二十日に東京地検において告訴を受理をいたしております。目下調査中である、かように私報告を受けておる次第でございます。

○岡田委員 いま大臣の御答弁のとおりに、昨年の七月の二十日に東京地検で受理をいたしまして、たしか私の知っておるのでは、特捜部の長山検事が担当いたしまして、その後捜査に入つておるはずであります。ところが、こういう事件であり、現職の代議士であるという関係からといって、八月もその後捜査があまり進捗しておらないというところについては、これはあとでいろいろ伺つてまいりますが、捜査の進捗がたいへんおくれであるという事情は、どういふ点にあるのであります。

○赤間国務大臣 東京地検におきましては、告訴人側からいろいろ事情を聞きましてともに、また被告側からその他の関係者を取り調べて、さらに関係証書類の提出を求めてこれを検討するなど、この真相を究明することに非常に努力しております。その真相は聞いておるのでございます。しかし、その告訴状において共犯者とされておる本件の重要な参考人が、事件の直後から所在が不明となつておる。そういうために、事案の内容が、参考人がなかなか見つからない、不明のために調べにくいということ、それからまた一方においては、事件の内容が、御承知のように相当複雑でございますので、真相を把握することに非常に困難を感じておるというふうには承知をいたしておる。しかしながら、お述べになりましたように相当日にちもたつております。今後できるだけ方法を尽くして捜査の徹底を期していきたい。すみやかな適正な処理が行なわれることと考えております。

○岡田委員 捜査は進んでいるという話ですが、私の知っている限りでは、捜査は進んでおらない。告訴人を呼んでこの告訴した経過その他について取り調べるというのは、特にこういう詐欺

事件の場合においては通例になつておるわけでありまして、ところが、告訴人に対してはまだ調べておりません。あなたは告訴人は調べたとお話しになりましたが、これは調べておりませんが、もし調べたとあなたが御答弁になるなら、何月の何日どこで調べになったか。刑事局長でもつてこうです。

○川井政府委員 大臣がいま答弁されましたのは、告訴人側から事情を聞いた、こういうことで、告訴人その人じやございません。

○岡田委員 それでは非常に明かになつてまいりましたが、告訴人側であつて、告訴人それ自体ではない。それが必ずしも違法であるということではございませんけれども、こういう事件であり、相手が現職の代議士であるということになるならば、この告訴事件に関連をして、はたしてこの訴状が妥当なものであるか、真偽の問題についても告訴人に対して調べるのがほんとうだと思ふのだが、これをことさら調べなかつたという事情は、一体どういふところにあるのです。

○川井政府委員 捜査中の具体的な案件でございますので、私も法務省といたしましてあまりこまかく内容に立ち入つて検討はまだいたしておりませんけれども、もちろんこの告訴人につきまして、代理人として弁護士がつかまつて、告訴状を取りまとめて、むしろ弁護人のほうがよく事情を承知しておられるのではないかと、このことで、告訴人側の弁護人から詳細な事情を聴取した、こういうふうな報告を受けております。

○岡田委員 弁護人から聴取されたそうであるが、ところが、この事件に関連のある株式会社日本物産の重役である人、私の聞いておるのでは大賀栄という人については、昨年の暮れに調べているようであります。告訴人側の関係は弁護人からお調べになつたので、それでこれは事件として立つというところで受理をされてお調べになつておられるのだらうと思うのですが、被告は告訴人、まだお調べになつておらないはずでございますが、この点はどうですか。

○川井政府委員 被告の側が二人になつておりまして、先ほど申し上げたとおり、一人は初めから所在不明にして取り調べが全然できないというところがございますし、もう一人の被告告訴人につきましては、詳細な上申書をまず徴取して検討しておる、こういうことでございます。

○岡田委員 私は告訴状を持っておりますが、刑事局長はお調べいただきたいと思つて、被告は二人でありますが、一名でございまして、これは名前を申し上げてもよろしいのでございませうけれども、現職の代議士の方だけが被告告訴人になつておるであつて、二名ではあります。一名の人が重要な関係人として先ほど法務大臣は御答弁になりましたけれども、重要な関係人の関係については行くえ不明であつたとしても、被告は一名であるということとはあなた確認されますか。

○川井政府委員 正確を欠きました。そのとおりでございます。しかし、内容は、逃亡の参考人と共謀の上で犯したということに相なつておりますので、実態におきましては二人共謀ということに相なるかと思つております。

○岡田委員 共謀という点のいま答弁がございました。しかし、これはあとで伺つてまいりますが、これは木村官房長官にお伺いしたいと思つて、政務次官の任命は言うまでもなく内閣の責任であります。内閣は、この代議士を政務次官に任命したとき、すでにこの人物は詐欺事件として告訴が行なわれ、そして受理をされて、その訴状は東京地検にあつたわけでありまして、そうすると、政府は、この事実の上になつて政務次官を任命されたということになるのでございませうか。あるいはこれについて、官房長官として、政府の任命権の問題、この点から見て、この事実についてどのようにお考えになりますか。

○木村官房長官 もとより政務次官の任命は内閣の責任でございます。しかしながら、その際に私どもが選考の方針をいたしますのは、もちろ

ん種々の条件もございますが、いまだそういう刑
事事件において刑の執行その他前科がないこと、
また現在執行中でないこと等を目標に選考いたす
ことは、御承知のとおりでございます。当時この
事件については私もそれを存じなかったとい
うことが事実でございます。

○岡田(春)委員 それは御存じであつたかどうか
はともかくとして、この事件は八カ月もたつてい
るわけですよ。しかも、これを起訴するかどう
かというふうなことにしては、現在まだ未定の段
階だ、そういう中において政務次官に就任をし
た。これは実は考えようによると、先ほど自民党
の濱野委員から御質問がありまして、政治
的な配慮というのがあるところにあるのじや
ないかとわれわれは疑いたくなる。こういう点
について、何か政治的な圧力とかそういうもの
があつたのじやないかというところで私は考える
わけです。こゝろ辺について、もう一度御見解を
伺つておきたいと思ひます。

○木村(俊)岡田大臣 いまのお話のような政治的
圧力は、毛頭ございません。
○岡田(春)委員 これは捜査当局のほうに伺つて
おきたいと思ひますが、八カ月も延びているとい
うことは、何か相手が現職の代議士である、しか
もこの現職の代議士のうしろには政界の最有力者
というものがいる、こういうような関係でこのよ
うに延びているということ、それからまた告訴人
自身もまだ調べておらないというふうなこと、こ
れは、私は捜査上通例のことではないというよう
に感じるのですが、それらの点を考えると、何か
政治的な圧力があつたために、八カ月間もこの事
件については捜査をしないままに置いてお
つたのじやないか、こういうような感じもいた
すのであります。どうですか。

○川井政府委員 政治的な圧力というふうなこ
とはもちろんございません。先ほど申し上げたと
り、犯罪の成否について欠くことのできない重要
な証人が取り調べができないということが、おく
れている主たる原因だと考えます。

○岡田(春)委員 先ほどから重要な証人がいない
というのを理由にしておられますが、しかし、
そういうことは不可能なことではない、それがど
こにいかうかというのを調べることは、困難じや
ないのじやないか。どうなんですか、それじやそ
れぞれの手配をされておられるのですか。

○川井政府委員 昨日御連絡を受けまして、東京
地検について照会したところ、おかれていた主た
る原因は、きわめて重要な、犯罪の成否に欠くこ
とのできない、どうしても調べなければならぬ
証人が行くえ不明で、所在がわからない、こうい
うことが主たる理由である、こういう報告を受け
ております。

○岡田(春)委員 その重要な関係人というのが行
くえ不明なら、警察を通じて手続をとつて捜査す
るような手続をとつておられるのですか。
○川井政府委員 捜査機関でありますから、手を
尽くして捜査をしていると思ひます。

○岡田(春)委員 そんなことはないはずで、行
くえはそんなに不明じやないはずで、これはあ
とで私名前を出してまいります、もう一人の重
要な参考人というか、重要な関係者というの、
もう一人の代表取締役大竹雄二という人です。こ
の人は東京のかいわいにいるはずですよ。もしな
んならあとで御参考までに場所を申し上げてもい
いですよ。あなたのほうは、そういう警察関係を
通じてこの人を捜査してはいないのじやないで
すか。そういうところにも政治的な圧力があるん
じやありませんか。

○川井政府委員 私は、その重要参考人が容易に
手に入るところにいるとは、全くこのケースにつ
いて知りませんでして、そういうことであります
れば、さらにまた地検についてその点を照会して
みたいと思つております。

○岡田(春)委員 これは大臣、重要な点です。単
なる照会だけでは困るのです。重要な関係人なら
ば、それだけしかるべき措置をとつて、その人の
居どころを確かめて調べる、そういうことの努力
をされる御意思はございますかどうか。

○赤間岡田大臣 私個々の捜査とか、そういうこ
とにタッチする考えは持つておりません。しか
し、お話を聞いてみて、なるべく事件をすみやか
に処置をするということは当然のこと、必要な
人間は捜査の関係者がさがして、早くこれを処理
していくというの、私は当然のことである。な
おまた私は、捜査とかそういうものに政治的な配
慮とか圧力とかを絶対に加えるべきものじやな
い、かように信じております。

○岡田(春)委員 このままで終わつてはいけな
いので、事件の内容に触れておきません、いかに
重大であるかということがわかりただけな
いと思うのですが、この訴状によりまして、告訴人
の織田恵水という人は、株式会社日本物産の代表
取締役の一人であるたゞいま問題になりました大
竹雄二という人から、昭和四十年の八月ごろ同社
の事務室においてこのように持ちかけられた。内
容は、日本の対フィリピン賠償の一環として、日
本物産はフィリピン政府にセメント六十万トン
を輸出する納入権を獲得したが、その保証金として
日本銀行に一億円を預託した関係上、資金繰りに
困難を起しているのを融資してもらいたい、そし
てその返済は、その翌年の昭和四十一年四月に代
金の支払いがあるから弁済すると持ちかけられ
た。これに対して告訴人は、昭和四十一年九月以降
四回にわたり合計四千八百八十一万五千円を融資
した。しかるに、このような融資後において、告
訴人から再三その期限が参りましたので返済の要
求をしたにもかかわらず、約手の書きかえその他
の手段を使って弁済の期限を引き延ばしてその後
に至つておる。このように弁済をされないとい
うことでありますので、この金員について騙取され
たものとして、詐欺事件として告訴したと訴状に
は載つております。こういう経過はどうなのです
か。刑事局長これはこういうふうになっているは
ずであります。

○川井政府委員 たぶん内容はそうだと思います
が、告訴を受けましたと、告訴状は、御承知のお
り、捜査書類ということになるわけございま

す。したがうして、私のほうの側から告訴状の
内容についてこどもつてそれを全面的に明らか
にすること、これは、遠慮さしていただきたいと
思ひます。

○岡田(春)委員 私は、ここに訴状の写しがあり
ますから、そのとおり申し上げたので、何もでた
らめ言つておるのじやありません。これは重大な
ことで、国際的な関係もあるわけであり、と
申しますのは、このあと続いてまいります、告
訴人は、この弁済が行なわれないために、昭和四
十一年九月に上京して株式会社日本物産に弁済を
要求したところ、同社の代表取締役から、このよ
うな説明があつて、一通の英文コピーが手渡され
た、こうなつております。それは比国公共事業省
からアントニオ・リベロへ支払われるセメント六
十万トンの代金支払いのためにフィリピン・ナ
ショナル銀行が開設した信用状、LCの写しであ
るといふ英文のコピーが一通手渡された。ところが
が、この英文のコピーが手渡されたことによつ
て、告訴人は、このLCがあるからもうしばらく
待つてくださうと頼まれて、それでなるほどとい
うのでその弁済の期限を延期した。ところが、こ
の英文のコピーというものがにせのコピーである
ということが明らかになった。にせのコピー、こ
こにあります。私は、どうしてにせのコピーかと
いうと、この点を簡単に申し上げてまいりますが、
セメント六十万トンは、比国の公共事業省に納入
するためのものであることは間違いない。しかし、
輸出の契約は、フィリピン人アントニオ・リベロ
と三井物産株式会社との契約であつて、アントニ
オ・リベロと株式会社日本物産との契約のもの
ではない。これは事実である。もう一つは、この
LC、信用状ですね、この信用状の本物は、した
がつて三井物産にある。告訴人に手渡されたこ
ろの英文のコピーは、これは三井物産にあるもの
と内容が違ふものである。そこで、告訴人に手渡
された信用状英文コピーの内容はどうなつてい
るかという、信用状の番号はS一六六一六五二
号、信用状の日付は一九六六年九月五日、信用状

のあて先はニューヨークのマンハッタン銀行、失効期限は一九六八年十二月三十一日、同文書の署名は責任者のイニシャルだけが署名されている。これが告訴人に手渡された信用状のコピーの内容である。これに対して三井物産にある本物の信用状は、信用状番号は同一番号のS-六六一六五二五、信用状の日付は同一日付の一九六六年九月五日、あて先は、先ほどに述べたのはニューヨークだと申しましたが、これはあて先は香港の東京銀行になっている。失効期限は一九六八年の六月三十日になっている。この点も違う。署名は責任者のフルネームが署名してある。そこで、同一の日付に発行され、しかも信用状の番号が全く同じのもので、これが二通あるということになるわけであり

いたしません。この点について明確な御答弁を願いたいと思います。

もう一つ重要なことは、この訴状によりまずと、単に商取引の關係の詐欺事件というだけではない、このうしろには重大な政治的背景があるとはっきり言っています。この訴状の中には、このように書いてあります。被告訴人は、佐藤経理の実兄である岸元首相の肉親關係にあり、被告訴人は岸元総理が何かと便宜をはかってくれていることを暗に暗示していた。現に、昭和四十年の暮れ、岸信介が現首相の特使としてフィリピン大統領就任祝賀式の参列のためにフィリピンに渡ったときに、本件セメントに關し、名前があるのだから、大体皆さんもうおわかりだろうと思うから言いますが、安倍のために便宜をはかってくれたし、本件詐欺が波及されたときは、岸信介の秘書らがその防壁の役目をつとめるなどのことがあったと、訴状の写しに書いてあります。事実、私調べました。岸元総理は、フィリピン・マルコス大統領就任式の日本特派大使として昭和四十年十二月二十九日、スカンジナビア航空でフィリピンに渡っております。その際に、被告訴人はその正式随員として同一飛行機に乗って随行したことは間違いないと思いますが、この点は官房長官、どうですか。

のために便宜をはかると告訴状に書いてあるのは、先ほど申し上げたとおりである。そうすると、これはかつての荒船事件と同じことになるじゃありませんか。荒船事件と同じように、業者のものと、特派大使の資格を持ちながら同じ飛行機で一緒に行つて向こうで便宜をはかっていたということは、これは政治的に許されないことであります。こういう点について、官房長官は、網紀の肅正上のようなお考えになりますか。

「委員長退席、大竹委員長代理着席」

もう一つ重要な点は、告訴状のとおり、もし外国の銀行が出した信用状が偽造されて使われたのだとするならば、これは国際信用上まことに重大な悪質事件であるといわなければならないことです。そこで国際關係でもこれは絶対無視するわけにいかないわけです。これほど重大な事件が八カ月もそのまま置かれていたということは、これはまことに重大である。先ほどからもお話しのように、一人の關係者がいないということでは、このように国際上の重大事件がそのままになっているというところは、まことにこれは重大と言わなければならないわけでありまして、これについては、これは特に法務大臣から、これほど国際的な重大な問題について八カ月もそのまま置いてあるというよう

なことは、われわれとしては了解するわけにはま

いたしません。この点について明確な御答弁を願いたいと思います。

○赤間國務大臣 法務大臣といたしましては、個々の事件につきましては指揮監督をいたしてはおりません。全般についての問題については検事総長の方針その他を授けること、またいろいろと全体のものはありますが、個々の事件につきましては、これを指揮したりいろいろするという方法は、いままでとっておりません。ただ、私はいま聞いて、重要な問題でもあるし、できるだけこれ

が早く処理ができるようにありたい、かように私は考えておるわけでありまして。

○岡田(春)委員 これはいま法務大臣だつて重大だということはおわかりいただいたように、これはもし個々の指揮はやつておらないとおっしゃるならば、検事総長に御出席願ひまして、私は具体的に伺つてまいらなければならないが、少なくともこれは国際關係上重大な問題であります。これは木村官房長官もお聞きいただきたいのですが、フィリピンのナショナル銀行というのは、向こうの中央銀行であります。中央銀行で開設をしたL.C.というものが偽造されているということになれば、これは国際信用ばかりではありません、国家間の問題としてきわめて重大な問題である。これについて、単にそういう点については法務大臣から一々指揮はいたしておりませんというよう

な程度で済ませ、そうして私が、そうでございますかと云つて納得するわけにはまいりません。これは政治問題としても重大でございますので、特に官房長官に伺つておきたいと思ひます。

○木村(俊)國務大臣 いま法務大臣からお答えいたしましたとおり、現在まだ捜査中の事件でもございまして。政府としてはこの全容がはつきり確実になりました上で、その政治的影響等も考慮したいと思ひます。

○岡田(春)委員 官房長官が予算委員会から呼ばれていろいろございまして、私はただいまの御答弁ではまだ納得いたしかねます。しかし、これは留保いたしましたして、もう少し進めてまいりた

いと思ひます。

○木村(俊)國務大臣 私は正確な記憶を持つておりませんが、たぶんその時期であつたらうと思ひます。

○岡田(春)委員 ところが、この同一飛行機の中には、株式会社日本物産の他の代表取締役、先ほどから問題になっている大竹雄二、またもう一人、この会社の重役である中沢高一郎が同乗している。そしてフィリピンに到着後、岸元総理らと行動をとるにいたしたという事実があります。それは、もしお調べになるなら、当時のフィリピン大使館をお調べになったらわかるはずですが、そのときに、当時の日本の大使が岸元総理に何を言つたかということも私は知つておりますが、ここでは申し上げません。また、岸元総理はフィリピンに滞在中、特派大使の任務でありながら、被告訴人

のためには、先ほど申し上げたとおりである。そうすると、これはかつての荒船事件と同じことになるじゃありませんか。荒船事件と同じように、業者のものと、特派大使の資格を持ちながら同じ飛行機で一緒に行つて向こうで便宜をはかっていたということは、これは政治的に許されないことであります。こういう点について、官房長官は、網紀の肅正上のようなお考えになりますか。

○木村(俊)國務大臣 いま承つたところでは、告訴状の内容についての事実をお述べになつていただけますけれども、私ども、まだその事実について何ら確証は持つておりません。それは申し上げる限りではないと思ひます。

○岡田(春)委員 これで終わります。この訴状の中に書証がありますが、その第七号によると、アントニオ・リベロから出された日本物産との間の債權譲渡契約書というのがあります。この債權譲渡契約書は英文でございまして、この英文を日本文に直して読んでみますと、一部省略をいたしますが、このように書いてあります。

「大竹委員長代理退席、委員長着席」

「フィリピン政府に対して日本産セメント六十万トンを提供する私の契約に關し、」私というの

はリベロであります。その締結と履行につき、すでになされ、また將來なされるべき日本物産の尽力にかんがみ、私が日本物産に対し十萬米ドルの報酬として支払うことを確約いたします。しかもまた、「この文書の作成により、従前私より大竹雄二及び安倍某」安倍某としておきましょう。「大賀榮各氏にあててなされたすべての確約、申し合

わせは失効したことをここに確認いたします。」このような債權譲渡契約が行なわれて、これによつてリベロから十萬米ドル、すなわち邦貨に直して三千六百萬円、この金が日本物産に渡される確約が行なわれた。しかもこの確約は、先ほどから申し上げているように、リベロと三井物産の間に契約をなされた問題について、そのリベロが今度は日本物産に対してこのような利権を、三千六百萬

円の金を払う、この辺にたいへん疑惑があるわけであります。いわゆるリベートの問題としてたいへん疑惑があるわけであります。このような黒い疑惑をこのままにしておくわけにはもちろんまいりませんし、特にこれに関連をいたしまして、先ほど申し上げたように、岸元総理が特派大使として派遣されてこの問題に関連があるなどと訴状に書いてあるようなことであるならば、これは政治的には絶対に許すわけにはいかないわけであります。網紀肅正をやらなければならぬ立場にある官房長官に、政府を代表して、これに関する御見解をお伺いしたいと思ひます。

○木村(俊)國務大臣 先ほど申し上げましたとおり、いまお述べになりましたことは告訴状に基づく事実の内容でございますから、いま捜査当局でせつかく公正にこれを捜査しておる最中でございます。全容が明るみになりました上でないと、私の意見は申し上げかねます。

○岡田(春)委員 ただいまの御答弁では、私は納得いたしかねます。網紀肅正の問題がこれほど叫ばれているときに、いまのような答弁で、ああそうですかと言うわけにはまいりません。しかし、少なくとも私がここで申し上げたいことは、訴状が出されて、担当検事がきまつて、それから八カ月間もそのままおかれて、しかも内容においては国際的な詐欺事件である。しかも、特派大使という政府の代表の岸元総理に関連があるといわれている事件である。これほどの事件を八カ月もそのままおいておくということは、私は絶対に納得するわけにはまいりません。しかもこの告訴人のように、四千数百万円という膨大な金をまだ払ってもらえないために犠牲になっている人がいる。先ほど濱野さんも言われましたように、政府がふらふらしているから、こういうことになるのです。法治国家として、三派全学連の問題その他の問題も先ほど言われておりましたけれども、これほど善良なる国民が犠牲になって泣いているという問題について、このままほうっておくわけにはわれわれとしてはまいりませんし、政治的にも、ま

た法律的にも、重大な問題でございます。これに對して、取り調べの問題を含めて、今後どのようにされるのか、これについての見解を最後に官房長官に伺つて、予算委員会であつては、官房長官は向こうへおいでをいただきますから、官房長官は向こうへおいでをいただきますと思ひます。

○木村(俊)國務大臣 たびたび申し上げますとおり、これは捜査中の事件でございますから、政府の立場でこれに對する意見は申し上げないほうがいいと思ひます。

○岡田(春)委員 法務大臣、これほど重大な事件ですから、捜査は急いでもらわないと、一々個々の指揮を云々とか、政治的な圧力を加えないとかいうことをお話しになつて、抽象的なお話であります。これは国家間においても重大な問題であります。これはやはり徹底的に捜査されることを私は強く要望いたしたいと思ひますが、法務大臣の見解をお伺いしたいと思ひます。

○赤間國務大臣 法務大臣としては、個々の問題につきまして指揮するとかあるいはどうするといふような、指揮権めいたようなことをやつた覚えは一度もありません。將來におきましても、個々の問題についてどうしたい、こうしたい、いいいといふことは、私はいたさない方針であります。ただ、いまお述べになりましたような重要な事件につきましては、なるべくすみやかに事が処理せられることを法務大臣としては希望いたしておりますが、個々の問題につきましては指揮するといふことは、私はいたさない考えであります。御了承願ひます。

○猪俣委員 関連。これは、いま刑事局長の説明によれば、被告発人が上申書を出しておる、それから調べないんだ——そういうことないでしよう。これだけの詐欺事件だ。上申書だけで済まされる道理はないですよ。しかも被告発人が来ておるじやありませんか。その共犯者がいないといふことであるなら、なおさら現在おるところの人の調べるというところが、捜査の常道なんだ。上申書だけで本人を調べないなんて、ほかの問題でそ

ういうことをやりますか。どういうわけで上申書だけで調べないのですか、その点についてはつきり言つて下さい。

○川井政府委員 こまかい内容につきましては私はまだ承知をしておりませんが、とりあえず聞いたところによりますと、その告訴の内容の趣旨が、実行行為は、そのAというか、所在不明の人となつてゐるようでございます。したがひまして、いろいろ捜査には常道もあり、定石もございまして、とにかく何といたしまして重要な参考人がいないならば、所在捜査を尽くして、そしてそれを手に入れたら、迅速に厳正な結論が出ることを望ましいことは、私も全く同感であります。申すまでもないことでございますので、最高検察庁を通じて本日のこの御要望の趣旨を伝えて、本件につきまして捜査が迅速に、公正な判断が出るように処置いたしたいと思ひます。

○猪俣委員 実行行為者がとにかく所在不明と称する、これも、私も捜査を積極的に行つておらぬのだと思ふよりしかたがない、これだけ国際的な重大犯、しかも、その背景には相当の実力者が控えておるといふ事件、網紀肅正の意味においても検察庁が献身して全力をあげなければならぬ。今日、八カ月もたつて所在が不明だ。ところが、被告発人は所在不明じゃないでしよう。政務次官をしてゐるじやないですか。それに対しては上申書で済ましておる。そうすると、その実行行為者というものがつかまらぬ限りにおいては、被告発人の調べるしなないのだといふことになれば、これは何か政治的背景が、力が加わつておると思ふよりしかたがないじやないですか。そういうことに対して、どうもわれわれはなだ不審にたえないのだ。八カ月ですよ。ほかのことならば全力をあげて調べるでしよう。また、所在不明なんといふこともあり得ない。そんなことなら、日本の警察官は全く無能だといわなければならぬ。デモなんかについては根掘り葉掘り取り調べている。それもいいが、こういう重大犯人こそ徹底的に捜査をやるべきだ。その捜査を尽くしておらぬと思ふ

が、尽くしてゐるならば、せめて現在住所のわかつておる——被告発人一人なんだ。その人間を、てまえてつてな理由をくつつけて、上申書なるものを取つて、それで事を済ましてゐる。これでは、みんな犯罪をやつたやつは、上申書を出して事を済ませますよ。これはほかのことと違ふのだ。国際的な詐欺事件、大がかりな詐欺事件、しかも被害金額四千数百万円のもの、これに對して八カ月も上申書だけで済ましてゐる。共同行為者がいない。そんな堂々めくりをやつていけば、これは結局うやむやに済ましてしまふという意図だといふことになるじやありませんか。あなた方検察も實際わからぬならば、検事総長に委員会に出してもらつて、具体的に聞くよりしようがないのです。

それから法務大臣、あなたに個々の指揮権はないことはつきりしておるが、しかし、檢察行政の最高責任者として、こういう問題について檢察から詳細なる報告を聞くことに、また檢察総長に對して徹底的にこれを捜査せよといふ指揮権はあるはずなんだ。そういうことについて、何も存じません、何も私は関係ありませんといふように聞こえるのです。これに對してあなたの態度はどうなんですか。

○赤間國務大臣 私は、檢察のあり方、方針とか、そういうことにつきましては、非常な密接な指揮、指導といふことはやつておりますが、個々の事件につきましては、私は檢察当局を信頼をいたしまして、あまりタッチをしない、正確にまた厳正にやつてくれ。私がタッチするといふことになると、また変な政治力が加わつたのじやないかと誤解を受けてもつたらぬと思ふので、私はあくまで檢察というものはほんとうに公正に妥當に、政治力にもよらず、力にもよらず、正しい國民のために働かしてくれぬものと信じておりますので、個々の問題につきましては、私は指導をしたりいろいろすることを遠慮いたしておるといふのが現状でございます。

○猪俣委員 あなたがそういうことを言うことに

対して、実はわれわれ幾多の事例を持っておるが、いまは時間ありませんし、あなたは法務大臣になりたての方ですから、詳しく言っても、これはどうも無理だと思ふのです。あなたの意気込み大いに壮としますから、そのあれやこれやもいたいいけれども、都合のいいときは指揮はしないし、都合の悪いときは大いに指揮権を發動するような、そういうことを実際にやってきておるのですよ。幾多の事例があるわけだし、しかし、それをあなたにたててもしかたがないと思うが、具体的ことは指揮もしないし、聞いておらぬというなら、われわれ、検事総長に出てもらって、その事の真相を聞きたいと思うが、それに対してあなたに反対しませんか。

○赤間国務大臣 別に反対も何もいたしません。――反対は私個人はいたしません、いま承りますと、一回も出たことがないそうのごいいます。出たことが一回もないそうですから、私はその点はここで研究することにしたさせていただきます。

○猪俣委員 事務官が、一回も出たことないという、でたらめな知恵をつけるからいけない。造船船のときに、佐藤検事総長はちゃんと出てきた。しかも、あの指揮権活動は、はなはだ検事の士気を低下して、司法権の活動に非常に影響がありましたと、はつきり委員会に証言しているじゃありませんか。それをとらえて、私は、本会議で、時の吉田総裁、緒方副総裁に対して質問しているのです。だから、検事総長が出た事例がないと、おまえさん何を言われる。そんな勘違いない、間違つたことを言っちゃだめだよ。だから、法務大臣、官僚に動かされずに……。そういう事例があるのです。現にこの国会へちゃんと出ているのですよ。私が質問しているのだ。検事総長は私の誘導尋問されたなんという、これは冗談で言うたことがあるのだが、出て、やっておるのです。だから、こういう問題については、法務大臣なり刑事局長が責任ある答弁できないとすれば、検事総長を呼ぶよりしかたがないのです。検事総長はやは

はり法務大臣の指揮下にある人ですから、あなたが拒否すると問題が起こってくる。だから、いま聞いたのです。刑事局長、へたに要らぬことを言わぬほうがいい。

○赤間国務大臣 その問題は、とくと研究をいたして御返事を申し上げます。

○猪俣委員 もう一点、これは保全経済会の事件につきまして、時の法務大臣にとくと私は注文したのだが、そのまゝになっている。一体名士といわれる人間が、いろいろの会に、やれ顧問でござる、参与でござる、こういう名前を出しておる。保全経済会に出て、天下の名士がずつと並んでおる。いなかの純朴な人は、ああこういう偉い人がこの顧問であり、参与であるのだから、これはまあ心配がなからうということ、みなその保全経済会なんというのに預金したわけなんです。そして彼らは顧問とか何とか称するのを幾らかずつみんなもらっているのだ。ところが、事が起こつて、保全経済会それ自身に検察庁のメスが入るようになると、おれは何も関係ない、あれは名前をちよつと借りられただけで何も知らぬ、名前を貸しただけで私は何も知らぬ、みんなそう言つて逃げちゃう。大体自民党の政治家が多いのだ。ほとんど大部分だ。それは、大臣やつたとかなんだという肩書きがつく……。われわれは一生やつた大臣の肩書きはつきやしない。肩書きのある者をいなかの者は喜ぶから、ああこの人は元大臣をやつた人だとみんな信用して、みんなインチキなそういう金融機関に入会する。それがために自殺した人が全国に相当あつた。あのととき私は、こういう一たん名前を出した人は、何らかの責任を負うような法制化をせなければならぬじゃないか。その人を信用し、これだけの害毒が流されておるとするならば、おれは名前を貸しただけで、何も内容を知らぬ、そういうことで何の責任も負わぬというこれは非常に都合じやないか。だから、こういうことを取り締まる何か法案を法務省で考えてもらえぬかということ、私は言うた。ところが、その後何のあれもない。今

日また、この岡田君の質問した事件も、まさにそれなんだ。現代日本における最高の実力者といわれる人を背景にして、その人の肉親が会社の代表者となつて活動している。信用しますよ。ことにフリービンの賠償問題なんているのは、岸信介氏お得意な場なんだ。たいへんこの問題で問題を起こして、私もこれを予算委員会に質問したこともある。そういう状態でこういう事件が起こつた。す

で安倍という人の名前が出てくる。私は知りませんけれども、この人がいま最高責任者として追及せられてゐる。彼が、全然関係なかった、おれは名前を貸しただけだというやうなことで済まされないうと思ふのだ。その会社の代表取締役じやありませんか。代表取締役なんというのは、印鑑でも偽造しなければ登記ができないはずだ。ちゃんと登記されている以上は、彼がそれに対する重要な関係者であることは明らかです。これに対して徹底的な追及をしなければ、政界の肅正――いま全学連の問題、われわれは彼らの行動に決して賛成しません。しかし、これはただこれを厳重に処罰するといふやうなことでおさまりません。学校の教育の問題もいろいろあるが、それ以上に、社会教育です。政治の混乱、腐敗、こういうことが若い者をかき立てる、そういうことに思ひをいたすならば、諸君がおそれる全学連を静める意味においても、こういう汚職があつたら徹底的に追及をするという心がまえをしなければいかぬと思ふのですけれども、法務大臣、いまそう言えらば、おれは検察官は一向指図しないのだ、こう言うて逃げられる。そうすると、しかたがないから、ここに検事総長を呼びますと言つと、あなたはこの委員会に検事総長が出ることを研究すると言つたのだが、さつきは賛成するやうなことを言つて、刑事局長があれすると研究する、こう変わったのですが、研究することは必要と思ひますが、しかし、反対せしめてもらいたいのだ。答弁してください。

○赤間国務大臣 検事総長を呼ぶかどうかは、前例が非常に少ないやうでありますし、特に検察事務についてとやかくいろいろな方面から言うことが、いい場面もあれば悪い場面もあるかもしれせん。前例が少なうために、この問題につきましては十分ひとつ研究をして御返事をすることの御了解をお願いいたします。

○岡田(春)委員 委員長、質問を求めませんか、意見を申し上げてこれで終わります。

この問題、たゞいま私取り上げましたように、きわめて重大な問題ですが、政府の答弁には私は納得がいたしかねます。特にいまの検事総長の問題につきまして、法務大臣の御答弁はいま三回にわたつて変更されております。最初は、検事総長が出席することには反対をいたしませんと答弁されました。二回目は、そういう前例がないやうでございます。第三回は、そういう例は少ないやうであります。第三回は、そういう例は少ないやうでございます。これは一体どれがほんとうか、私は少なくともわからぬ。(赤間国務大臣「最後ののはほんとうです。」と呼ぶ) 法務大臣、それは不規則発言でお話しにならぬほうがいい。正式にはやはり――あなたも参議院議員です、そして委員長もやられた方ですから、まさか不規則発言で、やじ馬根性で御答弁になるのじやないだらうと思うから、はつきり御答弁になったほうがいいと思ひますけれども、私はこの法務委員でしばらくぶりで発言するのですから、あまり強いことを言つておられません。しかし、あなたがそういう不規則発言でやりになるなら、まだもう一時間ぐらいやりましょうか。やつてもよろしいですけれども、しかし、少なくともそういう点は私は言ひませんけれども、そういう答弁においても正確を欠く答弁をしておられる。しかも、先ほどの御答弁を伺つておられます。私はたいへん納得のできない点が少なうありません。これほど重大な問題について、私はもっとも今後委員会において明らかにしてまいりたいと思ひます。特に、これについては検察当局がどのようにお調べになるか、その状況によつては、私はこの点をもう少し質問をさせていただきます。

それからもう一点の重要な点は、これは真偽のほどは私はわかりませんが、えてしてこういう詐欺事件の場合で金銭関係が伴っているような場合においては、初め刑事事件で告訴があったものが、だんだんにちがたつうちにこれが民事のような扱いになって、最後は当事者間で和解をさして話がまとまるという、そういうふうな傾向も少なくないように聞いております。私は今度の事件に関しては、単にその和解だけで解決のできる問題ではないと思います。これは国際問題が関連をいたしておりますから、こういう点はやはりはっきりしておいていただきたいと思います。刑事事件である限りにおいては、たとえ告訴人が告訴をいたさなくとも、こういう事件については詐欺容疑として検察当局が取り上げることでもできるわけであります。

こういう点等を含みまして、今後検察当局がどのような捜査をされるか。並びに先ほどの御答弁ではきわめて私は不満足でございますので、これらの点については発言を留保いたしまして、きょうは意見だけを申し述べまして、私の発言を終わらしていただきます。

○永田委員長 猪俣浩三君。

○猪俣委員 関連質問で時間をとりましたから、本質問はなるべく簡単にいたします。これは入国管理局長にお尋ねします。

二、三日前の新聞には大々的に、台湾人の柳という人を強制送還をやられた、これを奪還せんとした。私がお尋ねしたのは、柳という人物は正式に日本に入国してきて、そうしてわが国の東京教育大学に入学して、これを卒業して修士の課程までも終了した人間であります。ところが、パスポートの期限が切れておいたことは事実なんでありまして、滞在期限が切れたが、期限更新の手続をしなかったのも、彼がいまの台湾の中国政権を認めないことから起こってきたことであります。

これはあとといたしまして、この送還のしかたはなはだ乱暴であると思うのです。私は先般来政治亡命についての質問をやっている際にこういうことが起こってきたので、一体いつこの柳を入管では強制逮捕せられて、いつこれを送還する手続をとられたか、それをひとつ御説明願います。

○中川(進)政府委員 お答えいたします。

この柳文郷なる者は、日本へ参りましたのは昭和三十七年十一月でございます。日本で学校へ行くという留学生ビザを持って参ったのであります。先生お述べになりましたごとく、四十二年の三月東京教育大学の修士課程を終了いたしました。そこで、四十二年の四月二十日以降は日本における滞在の根拠を失って、不法滞在になっておるのでございます。私もいたしましては、四十三年の二月十二日に、法務省内における裁決諮問委員会に退去というようにきめまして、大臣の裁決を得、三月二十六日に退去命令を発して、三月二十七日に羽田から送還した、こういうことになっております。

○猪俣委員 昭和四十三年三月二十六日の午後四時後ごろ申請人のこの柳の身柄を拘束した、そうして午後六時ごろ関係者にその旨の通知をやった。この間二時間。そうしたところがもうすぐ、翌日の夜中午前零時ごろの飛行機で台湾に帰す、そのときにはすでに、もう計画を立てて、そうして午前九時半の飛行機に乗せてしまった。こういう実情に間髪を入れざる送還のしかたをやった。

この人は台湾独立運動をやっている人でありまして、台湾には独立運動なんかやる者に対してどういう処罰の法規があるかを入管では御検討なさったのだろうか。

○中川(進)政府委員 まず最初の経過の点でございますが、確かに本人が横浜の収容所に出現いたしましたのは三月二十六日の午後おそくでございます。しかしこれは本人がたまたまおそく参ったからでございます。私もいたしましてはむしろ朝、通例は午前十時から十一時までに来るのが通例でございます。私もいたしましては、朝

早くあらわれることを実は期待しておったのでございまして。もつとも何時に出頭したとまでは申ししておりませんので、本人が特別手続を怠ったとか何とかという問題はございせんが、それが結果的には、本人があらわれてしかも収容して、そして退去強制を申し渡して実際に出発するまでの時間というものが非常に短くなったということになったのでございまして。

それから、台湾に帰って本人にいかなる運命が待っているかというところは、私もいたしまして最も当初から心配しておるところでございます。もちろん私もいたしましては、入国管理令というものの執行をまかされております関係から、この管理令に違反する者に対しては、あくまでその違反行為を排除するということを行なうべき義務がございまして。しかしながら何ぶんにも、違反を犯している人もみんな人の子でございます。私もいたしましてはあくまでその処理はできるだけ人道的な見地に從いまして、それにもとらなないようにとめておるのでございまして、それとともにまた、人道にもとらなない限りはできるだけ法に違反した状態は排除するということにつとめるのが義務かと存じます。この柳文郷氏につきましても、この点はなはだ私もいたしましては心配でございます。台湾に帰りまして万一その人の生命身体の自由というものが侵されることがないようというところについて、十分な確信を持つべく努力をしたのでございまして。

実は昨年の暮れに、同じ台湾の独立運動を日本でやっております郭錫麟という男がございまして、これを帰しました。これも今回とほぼ同じように退去強制として帰したのでございまして。そこでこの人が一体台湾に帰りましたあとでどういような運命にあうかというのをわれわれは割目して見ておったのでございまして。ところがこの人は、御承知のごとく、数年前に日本へ参りまして、そして今回と同じような退去強制を受けて、台湾へ帰れば自分は銃殺される、殺されるといことをおそれまして、鹿兒島の沖で送還船から飛

び込んだ。台湾に帰るくらいなら日本のお水で死にたいというので水の中へ飛び込んだ。ところが幸か不幸か水泳ができたので鹿兒島に泳ぎ着いて、もう一ぺん日本へ帰ってきてまたつかまつたというような、私もから言えは筋金入りの運動者でございます。その人を帰してみまして、いま申しましたように、台湾へ帰ったあととは再び、郭錫麟でございますが、かくしやくとして、まあその年でもございせんが、とにかく元気にやっておる、こういう状態でございます。

それからまた、中華民国政府とも、私も在東京の大使館を通じていろいろ彼らの意向も聞いてみたのでございまして、台湾独立運動に従事したからといって、これを受け入れた後における台湾政府の扱いが非人道的であると身体生命の自由を奪うということは絶対あり得ない、これは私が自分から保障するということを大使も申しまして、それから大使館からも入国管理局にあてまして一書を入れました。同様の趣旨を述べております。すなわち、台湾独立運動に従事した人といえども帰った後はその身体生命の自由は侵さないということをお願いしてあります。

そのようないろいろの保障、それからまた昨年に帰りました私もから見ました場合におけるこの筋金入りと称される人の処遇等の実例、そういうものを勘案いたしました結果、本人を帰ししても生命身体の自由を侵されない、しかも日本におきましてはとにかく入管令違反行為の不法滞在者が一人減るというところでございまして、昨日でございまして、現に本人が台湾に一日でございまして飛行場へ着きましたときは、ちゃんと中国大使館が確約いたしましたごとく、両親がここに迎えまして、そしてちゃんと両親の手には本人は渡しておるのでございまして。そういうわけでございますから、特に非人道的な扱いをしたということにはならない、かように考えております。

○猪俣委員 私はただいまのあなたのその説明についても疑念があるのです。台湾には懲治反乱条

令というものがあつて、その第二項によればみんな死刑になる事案です。こちらと妙な約束をして引き取った状態はそうやっておるかもしれないが、いかにはこういう裁判にかけられるのじゃないかと思われ。あなた方は彼らの行為をどれだけ一体調査なさつておるかわからぬのだが、彼らも外交辞令をもつてやつた以上は自分も自分もさういふ仮装をやるかもしれないけれども、とにかくつばな法律違反なんだ。かつてにそれを外交官がこの法律を適用しないと言つたつても、司法府が検挙すればこの懲治反乱条令によれば明白に死刑される規定になつてゐる。そこに非常に危険性がある。私は先般金東希という朝鮮の脱走兵士を北朝鮮に送られたことについて入国管理局の決断をほめたばかりだ。はなはだ今度は遺憾に思うのです。というのは、これは実は行政処分取り消しの訴えが弁護士から起されて、そして引き続いて行政処分執行停止決定申請というのも東京地方裁判所へ出されてゐる。ただし二十六日の午後八時、そして夜中に送還が決定したという形のものだから、二十七日にこれを急いで出したわけだ。聞きたいことは、わざわざ裁判所から裁判長があなたに連絡をとつて、いまこういう訴訟が起つてゐるからこの審決がなされるまでは待たないかという、裁判長から入国管理局に、裁判の出ていること、ただ早朝であるためにまだ合議ができないが、間もなくどちらかに決定するからそれまで待つて送還してもらいたいというふうにお願ひというか要請というかしてあるにかかわらず、まるでそれを無視して送還してしまつた。さうして羽田においてまことにむづかしいことが起つてきた。この点にかゝる日本の裁判制度というものは相当発達している。それは外国人といへども裁判に救済を頼んで、裁判所が受理して審議の結果まで待つてから送還してもおそくないのではない。裁判所からさういふ勧告があるにもかかわらず無理やり乗せてしまつた。一体台湾政府がそんなに強く要求したのですか。日本の裁判所の勧告よりも外国政府の要求のほうが大切な

のですか。一日か二日裁判所の決定が出るまでの間待たせて日本の国益に何か反するのですか。日本の裁判所を尊重することが国益じゃありませんか。台湾政府のどういふ要請があつたのです。裁判所の勧告まで押し切つて送つたということについては、どういふ要請があつたのですか。それほど強く要請する人間を台湾が引き取つた以上はたゞで済ませるはずはないじゃありませんか。その点はどうかのですか。

○中川(進)政府委員 たいだいまの裁判所からの訴訟受理の通報でございますが、これは正確には十時二十分に私どものところに連絡があつたのでございますが、飛行機はすでに九時二十分にたつてしまひました関係で、この裁判所からのさういふ通知が間に合はなかつたということでございます。

〔委員長退席、大竹委員長代理着席〕

それからその次に、なぜそんなに急いだかという点でございますが、これは先生も御記憶だと思ひますが、昨年の八月の下旬にやはり同じような、張と林という人でございまして、この人に対して退去強制をいたしました際に、この台湾独立運動に従事する青年たちが東京入国管理事務所の前でハンストをやりました非常な騒ぎになつたことがございまして。結局、本件はさういふようなこともあり、また実体的には裁判所から送還の執行停止決定が出ましたので、いまでもそのまゝになつておりますが、さういふようなことが起こらないといふことを私どもとしては希望いたしましたので、このように迅速な処置をとつた次第でございます。

○猪俣委員 前にさういふふうに裁判所の執行停止が出ておつたので、そこであなた方は、今度はさういふ裁判所の介入を許さぬような時間をはかつて、さうして手続が間に合はぬようにして送還をしなければならぬ理由は一体どこにあるのですか。私はそれを聞いてゐるのです。前に裁判所がさういふふうに入入してきて執行停止になつた例があるのだから、今度はそれを拒否する意味において四時に逮捕して、さうして翌日にもう

送つてしまふ。それでは裁判所の判断を仰ぐ時間がないですよ。あなた方はまた裁判所が介入しては困るというところでさういふ送還の手続をやられた、これは私ははなはだ遺憾なことだと思ふ。なぜ日本の裁判所をおそれるのか、はなはだ奇怪だと思ふのです。その理由はさういふわけですか。

○中川(進)政府委員 私どもは決して裁判をおそれるとか、それから裁判所を忌避するとかいふつもりはございません。ただ偶然に飛行機が早くたつちまして、裁判所が決定までまいりませんが、さういふ訴えを受理したという通報をいただきまして、たのが飛行機がたつたあとになつただけでございます。

○猪俣委員 私は難民問題をずっと連続してものと審議したいと思ひますが、とにかくさういふ星抜きでやつておりました、ほかの委員の方の質問もあるのので留保いたしまして、これ以上の私の長広舌はやめて、これで終わりたいと思ひます。

○大竹委員長代理 岡澤完治君。

○岡澤委員 いまの猪俣委員の質問に関連するのでございますが、柳事件について若干補足して聞いてみたいと思ひます。

この事件で十名ほど現行犯逮捕で、航空法違反、公務執行妨害に問われておるようになっておりますが、その方々のその後の措置はどうなつておりますか。

○中川(進)政府委員 その点は警察なり刑事局のほうでございまして、私のほうでは、現在どうなつておるか不明でございます。

○岡澤委員 尊敬する中川局長のおことはありますけれども、私はこの事件でさういふ質問するのといふことを通告してあるわけなんです。幾ら関係当局が警察、検察庁であろうとも、やはり柳の送還に関連して起つた事件であるのに、入管の方々は全然無関心である。私は非常に無責任なといふか、誠意について遺憾な感じがいたします。私が陳情を受けました範囲では、この柳さんは飛行機に乗るときに舌をかんださうであります、いま写真を見せられましたので、お元氣なやうで安心

しましたけれども、さういふ事実を知つておられるのかどうか。また飛行機の乗員名簿には載つてなかつたといふふう聞いておりますが、その辺を明らかにしていただきたいと思ひます。

○中川(進)政府委員 最初の点でございますが、羽田で騒擾を起しました十名が現在どこでどうしておるかというところは、さうさう調査いたしましてお答えさせていただきます。

それから第二の、飛行機の乗員名簿にこの人たちが載つておつたかどうか実は私存じませんが、調査いたしますからしばらく御猶予願ひしたいと思います。

○岡澤委員 舌の点はどうですか。

○中川(進)政府委員 失礼いたしました。舌をかみ切つたとかかみ切ろうとしたといふことは私は何かで聞きましてたけれども、ほんとうにさうであつたかどうかといふことはまだ確認しておりません。

○岡澤委員 ほんとうに私は言いたくありませんけれども、あまりにも誠意がないのじゃないか。異国の日本で勉強してゐる人に対して、いかにある程度の法律違反の行為があるにしても、私も、局長は外交官の御出身であるのに、台湾の方々に對してさういふ態度をとるとはどういふわけか。台湾でなくとも国際関係を考えた場合に、人間としても私はどうも妥当な行為だといふ感じがいたしません。ちやうちやうちすることは避けまされたい。アメリカの人に対する態度が卑屈過ぎることについては、先ほど野戦病院事件に関連して与党の濱野委員からも御指摘がございました。また米軍の軍人の妻の交通事故に対する処置の不適切についても、予算委員会また本委員会においても指摘されたところでありまして。私は、アメリカあるいは白人に対しては非常に卑屈な態度をとる、一方、同じアジア、アフリカの人々、むしろ台湾とか朝鮮とか、日本の歴史において迷惑をかけた人々に対しては過酷過ぎるのじゃないかといふことを、私の弁護士としての実務を通じて、また国会

に出させていた以後の入管の態度を通じて痛感するのです。やはりそういう点はあくまでも公平に、しかも国際的な道義とヒューマニズムに基づいた処置をおとりになるべきじゃないか。法を厳正に守るということは私も人に負けない態度で要求したいとは思いますが、しかしそれは必ずしも人間性に反してまでとか、あるいは不公平な態度をとれというわけでは決してないわけなので、いまの私の質問に対しては決して全誠意のある御回答がないわけではございません。

そこで、これはまだおとこの事件でありまして、しかも一方、本人は死ぬか生きるか、結果として助かったかどうかはわかりませんが、気持ちとしては、おそらく殺されるかもしれないという気持ちだったと思います。またそれを助けに行った者も逮捕、勾留されておられる。こういう事実について一切の関心も示しておられない。われわれが質問すると予告をしているのに、一切その調査もしていないと言っておられる。法務大臣おられますが、法務大臣だって検察の最高責任者でありますから、法務行政の責任者でありますから御存じであろうと思います。刑事局長がおられますのでこれ以上追及いたしませんけれども、たとえばアメリカの軍人の事件であればもっと慎重なあるいは執拗過ぎるくらいに誠意を示されるのに、こういう場合に全く無関心だということについては私は非常に残念な感じがいたします。先ほど本人の身柄について、中華民国の大使の身柄確保についての確認を得たということをおっしゃいましたが、具体的に、いつ、どこで、どういう方法で確認されたのか、特にそれは一般的な問題なのか、この柳さんに関連して大使に確認をとられたのか、明らかにしていただきたいと思っております。

○中川(進)政府委員 私どもといたしましては、入国管理行政を行ないますに特にアメリカ人だからどう、台湾人ないし朝鮮人だからどうということは、そういう差別はしておらないつもりでございます。できるだけ厳正に、かつ公平に法

を執行させていただいておるつもりでございます。ただ、もし私どものやり方で、実際はそうじゃない、けしからぬじゃないかということがございましてならば幾らでも御叱正をいただきます。私どもが間違っておりまして訂正させていただきます。またこの法の運用につきましては今後とも十分慎重にやっていきたい、かように存じます。

それから、最後の点でございますが、ちょっといま月取りは忘れましたが、二月の初旬でありましたが、これも必要でございましたら日時は帰りまして調べますが、二月の上旬に陳大使が私のところへ参りまして、そうしてただいま申しましたように、台湾独立運動に携わったということだけで国民政府はこれに対して、生命、身体に危害を加えることはしないから、オーバーステートになっている者はどうぞ安心して帰してくれという話がございます。それから、特定の柳文郷個人をさして帰せとか、そのために柳文郷の命は保証したとか、そういう個人をさしてどうこうという話は全然ございませんでした。これは私どものほうでいわば自主的に——いまオーバーステートになっているたくさんの方がおります。この台湾独立関係でもオーバーステートになっている人が十五、六名おりますが、その中で最も、何と申しますか係累がない、つまり妻子がおりません、そういうふうな身柄であるというような点を考慮いたしまして、たまたまこの人を今度送り帰したのでございまして、特に中国大使からあれを帰してくれという指名があったということとは全然ございません。○岡澤委員 いまのその陳大使の確認の話は結局は話なんですね。文書の覚え書きか何かそういうものが交換されたかどうか。拘束力について、われわれのほうで、たとえば台湾政府にもしこの柳さんが将来訴追されるというような場合に、大使のお約束は彼の弁護資料になるのかどうかという、その辺の問題が一つ、それから先ほどの写真でございます。これは非常にうれしいニュースであります。これは間違いなしに彼の写真であ

るか、入手経路等について明らかにしていただきたいと思っております。

○中川(進)政府委員 先ほどから申し上げますように、大使が私のところで確認したのみならず、書きものが入っておりまして、書きものは、もしなんでもございまして、私のオフィスにございましてからいつまでも持つてまいりますが、ちょっと日付をこれまたいま覚えておりませんが、大体二月の初めごろであったと思っております。

それから次に、この写真の入手経路でございますが、きのう——おとといでしたか、中国の陳大使自身が持つて帰りましたので……○岡澤委員 時間の関係でこれで終わりますけれども、必要があれば質問を留保させていただきます。今後また引き続いて場合によつたらこの委員会でも聞かしていただくということにして質問を終わります。

○大竹委員長代理 中井徳次郎君。

○中井委員 だいぶ時間がたちまして、委員はじめ政府関係の皆さんに御迷惑をかけますが、簡単に三十分ばかりお尋ねをいたしたいと思っております。公安調査庁は……○大竹委員長代理 公安調査庁長官が見えております。

○中井委員 大臣が五十分に予算委員会というところでありますから、最初に大臣に伺っておきますが、公安調査庁と法務省との関係は、先ほどあなた、検察庁に対しては一般的なことは言えるけれども、個々の指導はいたさない、こういうことでありましたが、その点については公安調査庁と法務大臣との関係はどんなふうでございましょうか。

○赤間國務大臣 公安調査庁と法務大臣との関係は、御承知のように公安調査庁は外局ではあります。その点は非常に検察庁なんかと趣を異にしている、かように考えております。

○中井委員 検察庁より公安調査庁というのは非常に政治的な要素が多いと思えますから、ある意味におきましては具体的な件名その他事件につ

いては指揮監督をすることが大いにあり得る、こういうふうに了解してよろしゅうございましょうか。

○赤間國務大臣 いまお述べになりました、指揮監督が及ぶということでありまして。

○中井委員 実はいま具体的な件を中心と伺いたいのでありますが、去る二月の二十二日に三重県の地方公安調査局、こういうものがあるわけですね。この局員が県下の上野市というところに参りまして公安調査局の局員として行動をとりました件についてお尋ねをいたしたのでありますが、その前に、大体公安調査局というのは局員がどれくらいおりました、そして各県にどういう配置になつておるか、ちょっと伺わしていただきたい。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。三重地方公安調査局といわれる役所は、局員の数は大体十五名前後ではないか——はつきり申し上げないで失礼でございますが、局長以下十五名前後ではないかと思っております。

○中井委員 公安調査庁は全体で定員は何名ですか。

○吉河政府委員 二千名余りでございまして、そのうち公安調査官というものは全体で千七百名です。

○中井委員 いまちょっと聞きまして、膨大な人員に驚きましたが、三重県にそういうものがある、それは中間で、名古屋と大阪とかいうものに中間の組織があるのかどうか、それを伺っておきたい。

○吉河政府委員 三重の地方公安調査局は、名古屋にございまして公安調査局の管轄下に入っております。それを経て私ども本庁のほうへ結んでいくというふうな関係になっております。

○中井委員 事件はさき申しましたように、去る二月の二十二日に、あなたの指揮下にありまるところの三重の公安調査局の第一課の赤工彰宏外三名、これが上野市の役所に行きまして——上野市の役所といふのは非常に広いモダンな建物であります。ありますのは、市民に直結いたします税務課から、戸籍から建築、土木そ

いうものが全部一堂に会している。そのまんに参りまして書類を広げて調査を始めた。市民がたぐさん出入りいたしますから、一体あなた方を調べているのだということになったのであります。そういたしましたら、公安調査局から来て、破壊活動防止法に従つて公安調査庁長官の命令で調べておるのだ。何だ、戸籍を調べている。そして戸籍だけならいいのですが、戸籍を調べて、その名簿を見ますと、赤ん坊だとか——公民権がある、ないどころじゃありません、親戚とかそういうものを全部人の見ている前で調べているということになりまして、これはたいへんじゃないかというので庁内大騒ぎになった。この事件は局長さんもすでに御案内だと思いますが、それに対して局としてはどういう処理をされたのか。それをまず伺つておきたいと思ひます。

○吉河政府委員　お答え申し上げます。

実は、私この報告を最初に聞きましたのは、二月の二十三日の事件があつてから数日後であります。ごく簡単な報告が参りました。そこで本庁におきまして総務部長に命じまして、事件の真相に至急に調査するようにということとを命じたわけでございます。たいへん申しわけない次第であります。取りまぎれて調査の終了がおくれておりますので、大体の筋は承知しておりますが、これからいろいろ御質問がございましたら、お答えのできないような点がございましたら、なお後日さらに調査を進めましてお答え申し上げたい、かように考えております。

○中井委員 いま、まだ何も具体的な報告はないのですか。

○吉河政府委員　ごく概括的なことを、報告を聞いておる程度でございます。

○中井委員 その報告に、公安調査庁は悪かったと書いてありましたか、どうですか。

○吉河政府委員 このたびの公安調査官の行動は違法な行為ではないというふうに考えておりまして、なお、事案の真相につきましてはいろいろごまかいかともあるだろうと思いますが、詳細な取

り調べを待つてということ、まだ全体についてどうこうという措置は最終的にきめておりません。

○中井委員　驚くべきことでございまして、あなたはどうお考えになるか。たとえば、調べました人数は百六名であります、その中に社会黨員がたぐさん入っている。また部落解放関係の同盟の人たちも入っている。それから二十年前の二十年前ですよ、二十年前の共産黨員も入っています。まことにどうも調査がずさんで、しかも厚かましくて、何かおろかしくて、ずうずうしくて、頭が悪くて、というふうな、これの連続なので、それで調査の途中で一ぺん問題になって、市長室へ、その人たちを市会議長その他の人たちでいって連れてまいりまして、市長の目の前で、たいへん申しわけのないことをいたしました、あやまりますと言って一札出している。これは事実です。私は写真を持っている。それがあなたのと、ころへ報告がござい、それで合法的であつたとは、一体何ごとでございますか、これは。市長は別に共産党ではありませんし、社会党でもありません。社会党でもない私はあえて言いますが、それが市長さへ発言をしております、こんなこと調べてどうするのです、あなたは、と。それで、まことに相済みません、と言っておつて、本部への報告は違法でなかつたとは、一体どういうことですか。

○吉河政府委員 この調査の筋は、日本共産党関係の調査でありまして、日本共産党員である疑いのある方々につきまして、個人確定のためにいろいろな調査をした。この疑いと申ししましてもいろいろな程度のものもあると思いますが、しかし、その疑いについては何らかの根拠がある、こういう疑いがある方につきましては、その後も引き続きき党員として御活動になっているかどうかというようなどころまで、だんだん調べていくわけでございます。あるいはこれはかつては党員ではあつたが、その後離脱されているような点に帰着する場合もある。しかし、三重地方公安調査局で調べ

ましたのは、一応相当な根拠をもつて日本共産党員であるという容疑のある方につきまして、その名前のとおりの人物がいるかいないかという個人確定のための調査をやったということでございます。ところが、たまたまその調査をするために住民台帳を閲覧いたしました、本人の本籍とか、住所とか、氏名とか、年齢、家族などを書いてあることを書き写しておった。これは家族のことがたいていへん問題になっておるようでございますが、や

うも真意でそういうわび状を書いたのではない
これは事態を何といつてもまるくおさめたいとい
うようなつもりで書いたのだというようなことを
本人が申しているというようなことを聞き及んで
いるわけでございます。

来た連中は、共産党が被弾法適用の団体であるというようなことを言つて、だんだんそのうちにそのおそれがあるとかなんとかいうことに言い直している。ずつとありますよ、五時間、六時間。それにいたしましても、百歩も二百歩も譲つても、そんなに大きな広場の中にがやがやと来て、そんなことを調査をして、第一あなた方のほんとうの目的の実効があがつていると思つてゐるんですかというところが一つ。

それからあなたの答弁の中で、私は聞き捨てならぬことを聞いたのですが、かつてそういうものにあつた人を調べておる。それには根拠がある。そのとおりでしょう。具体的に言ううと、私のごく近くにも、そういう人があるわけです。おそらく二十年前だな。それをいまもう一ぺんチェックをするということは、一体二十年間公安調査局というものは何もしなかった。その人物について、社会党のれつきとした黨員として、県本部の執行委員を長年やっておりますし、明々白々で、地方新聞なリローカルの三重版というのを見れば、朝日、毎日、どんどん載っている人物です。それを何調べるんですか、わざわざ市役所まで来て。ですか、市民はそういうふうには受け取っております。ん。これは中井代議士に対するいやがらせじやないか。あの人は去年十一月にソ連へ行つて、社会党の代表で何か仕事をしてきたから、あの人も少しそういうふうになった。共産党に入ったのかもしれない。近所の者から調べてみようということじやないかというふうな話まで出ておる。よろしゅうございますか。そういうふうなことについて、あなたどう思いますか。二十年間ほうっておいた。私も社会党は、黨員になりますためにいた。私前に自民党の黨員であつた人、共産党の黨員であつた人、そういう人については、統制委員会というものにちゃんとかけて、東京まで書類をあげて、そして党籍を与えております。何も共産党だけじやありません。自民党だってほかの党だって、みんなそれをやっておるわけです。そういうことも知らずに、二十年前の書類——二十年

前の書類ということにつきましては、もつと言いましよう。その男は昔赤間さんの御出身の大阪にあった天王寺師範におりまして、いまのちょうど全学連みたいなものです。昔の東大の新人会みたいなもの。あなた、吉河さんも昔入っておった。そういうところに一、二年お入りまして、それから郷里に引き上げてきて、社会党へ入って十数年。確かに二十年前には、占領時代にはそういうことがあったでしょう。それを私は否定はしません。しかし、それを二十年もほっておくという。それで二十人もたくさん人を使って、三重県に十五人の人を置いて、何しておるんですか。そんなのは人を一人も使わずに、わしに電話かけてみなさい。すぐに返事してあげる。何をしておるんですか、一体公安調査庁は。私は、それについて非常な不愉快さを感じるのです。そんなことで、公安調査庁というものをこしらえて何の役に立っているか。じやましておるだけだ。日本の民主化のじやまをあなた方はしておるだけだ、こう言わざるを得ない。何をしておるか、一向わけがわからやしない。どうです。あなた、それで、下から出てきた書類は、悪いと書いてないとは一体どういうことですか。こんなもの市民投票にでもしてください。九十五対三くらいで公安調査庁の負けだ。だめですよ。どうです。

○吉河政府委員 この調査は、中井先生をいやがらせるようなそんな目的でやったことではございませんので、この点は了解願いたいと思います。また、調査の内容につきまして、いろいろ御指摘があつて、何をばやばやしておるかというようなおしかりを賜つたわけでございますが、具体的な内容につきまして、私まだ詳しい報告を聞いておりませんし、申し上げません。ただ、調査をするについては、やはり十分に確たる証拠のあるものを取り上げ、しかも一般社会に御迷惑のかわらないようなやり方で進めていくということにつきましては、今後十分指導を厳重にしていきたいと考えております。

○中井委員 大臣、時間ですから最後に一つ。ばくはきのう、これに関連する法律をずっと読んでみた。破壊活動防止法の三条にこういうことが書いてあるんだ。なかなかよくできているんだ。「この法律による規制及び規制のための調査は、第一に規定する目的を達成するために必要な最小限度においてのみ行ふべきであつて、いさしくも権限を逸脱して、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するようなことがあつてはならない。」はつきり書いてあるのですね。明らかにこれに違反です。それなのに、長官のころへはまだその報告はない。ああ言えばこう言う、こう言えばああ言うで何とか時をかせよう。私はこの事件がありましたときに、すぐ質問しようと思つたのです。しかし、それはまあ立場もあるだろうからというので、一カ月しんぼうした。ちようどう一カ月。それできようお尋ねすると、まだ調べてない。そういうことは困ります。長官、どういふことですか。この事件はいま私が説明したことと絶対間違ひありません。山の中の人口五、六万の都市の市役所で、モダンで、町で一番きれいなところへ喜んで出入りしている、そのまん中へ四人で出かけていって、こういうことをやらかす。調査の対象の中に、私の秘書が入つております。昔天王寺師範で、ちよつと全学連みたいなもので、終戦のどさくさです。そういうようなばかばかしいことを二十年もほうっておいて、調べるとは一体何を調べるのか。関西弁で言う、と、ばかばかしい問題にならぬ。大臣、これについてどうお考えになりますか。あなたのお考えだけを伺つて、どうぞ行つてください。

○赤間閣下大臣 破壊法については、非常に重大な、非常に慎重な法律であり、われわれが破壊法を扱うについては、いまお読みになりましたところ、この辺が一番大事なことじやないかと私は考えております。いまお述べになりました三重地方の問題でありますが、これは実はいま初めて先生から聞きましたのですが、どうも調べるにしては何にしても、よくひとつ皆さん方の気持ちを悪くせぬように、しかもその調べも効果があがつて――徒労になるような方法はあまり好ましくな。いや、これは知恵を出して、効果があがつて、みんなが気持ちよくされるというような方法をとくと考えてやるべきものであると、私は考えております。いまお述べになりましたようなやり方は、やり方としては非常に拙劣な（違法だ）と呼ぶ者あり――違法ですか、とにかく、いずれにしてもあまり好ましくないように思います。なお、まだ公安調査庁からも話は一つも聞いておりません。いずれひとつ、どういふことか、真相をすつかり聞いてみたいと思います。

○中井委員 いまのお話にも多少触れておつて、ちよつと私の満足する答弁じやありませんが、明らかに破壊法第三条違反だと私は思います。そういう調査のしかたは、それをほつきりしてもらいたい。それから大臣、至急ひとつ公安調査庁から調査の資料をとつて、この問題について判断を下してもらいたいというふうに思います。したがうして、またあと一月ほどしましたら、この委員会はいつも金曜日だそうですが、二週間ばかり金曜日どうも差しつかえがございますので、四月十九日がちようど金曜日であります。そのときにも一度お尋ねします。あなたの方調査してないというのだから、調査をされて……。それまで大臣に対する質問は、これで保留させていただきます。どうもありがとうございます。

○中井委員 ちよつとと長官に伺います。それであなた方がそういう調査を基礎にして、この法律の中に警察やら検察庁と密接な関係をとつて事務を進めていくということがございますが、アメリカとの関係はどういうふうになさっておりますか。

○吉河政府委員 アメリカとの関係はございせん。

○中井委員 しかし、問い合わせか何かがありますと、警察や検察庁を通じてやる、こういうことになるのですか。直接のなにはございせんか、文書の交換その他。これは非常に重要なことですから、ちよつとお尋ねします。

○吉河政府委員 外国の機関の方が日本を訪問されますと、私どもの役所へ視察でお見えになることがございます。そういうようなときには外国の方ともいろいろお話し合ひをしますが、外国との情報連絡ということとは、外務省にしばつて、外務省を通じてやっております。また、私どもの調査は私どもの役所でやるわけでございまして、外国の機関とは関係ございせん。

○中井委員 そういたしますと、報告書とかそういうものは、検察庁とか、警察庁とか、外務省とか、そういうところへは出されるわけですか。

○吉河政府委員 私どもの所管事務を進めていく上で私どもが収集し得た情報、調査資料というものは、関係治安機関その他から御照会があれば、差しつかえない限度で御回答します。

○中井委員 そこで三重県の公安調査局というのは非常に怠慢であつて、二十年前の名簿をまだ持つていて、今度はこれを整理しようか、こういうことだということになりますと、私は勘ぐりたくなる事件が一つ起こつておるのです。それはどういふことかと申しますと、社会党の県会議員を三期やりまして、この間の総選挙のときには社会党の公認候補として立候補して次点で落選をして、いま次の選挙の準備をいたしております山口茂夫という、現職は社会党の県本部の副委員長でございます。その男が先般来沖繩を見学したいというので申し込みました。その男が団長になつて十二人申し込みました――十一人であつたか二人であつたか、あとの十一人は全部許可がおりましたが、その男だけノーというてまいりました。沖繩の民政府からノーというてきた。原因はどう考えてもわからない。その男は、かつて去年かおとしアメリカにも海外視察に行つておる。ハワイトハウスの中にも入つて、県会議員団かなにかで入つて話をしつて帰つてきております。沖繩にはだめだ。どうしてもわからないから、私はいまアメリカと交渉しております。二、三日前のことでありますから、交渉しておりますが、どうもその

男も、かつてレッドページの時代に、三重県の教職員組合の委員長が副委員長をしておりました。当人は共産党ではありませんけれども、共産党あるいはそのシブの諸君がたたくレッドページにあいましたので、自分だけとどまるわけにいかないというて、えらい男気を出しましてやめた男なんです。そういう履歴はあります。それ以外にはないのです。だから、おそろく三重県の公安調査局にはそういう記事がそのまゝ二十年残っております。その男がいま県議員であるのか、代議士の候補に出た男であるのか、何であるのかはさっぱり書類はない。その事実だけが二十年あって、あれまだ共産党やでというようにそこで置いてある、こう思わざるを得ないのです。その辺のところについて、私はあまりにこつぱいだから尋ねるのです。この事件は、全部非常にこつぱいな事件です。御存じかも知れませんが、私が伊賀の上野というところは、忍術の本場でございますが、日本の情報官がたたくさん出ているのです。事実現在でも出ております。ですから、こういうしろとみたいな、子供みたいなことを言われると、何という話をしたらいいの、あほらしくなって、あほしくなったというところが先に立つて、そんな者に月給やるのがもったいなくてしょうがない。ほんとうに国費の乱費だと思っております。ほんとうに国費の乱費で、二十年間何をしておったかと思ひます。どうですか、その辺のところについて、長官、これは私は責任者を処罰してもらわないとおさまらぬ。そんなのききな二十年も昔の名簿をそのまゝおいて、生きていくのか死んでいるのかわかりやせんという。それで調べたのは百六名だそうであります。上野には私は共産党はもったくさんおると思ひます。社会党だつて百人ぐらゐるのですから。そんなとんちんかんなことをしゃべって、共産党でない人を調べて、肝心の共産党はちよつとも入っていないということは、私は調べることそのものに反対ですけれども、百歩も二百歩も譲つても、なおかつこのようなばかげたことが、国家の機関の中

で、しかも情報機関で行なわれているということについては、非常な私は、実は冗談のようにしておりますが、ふんまんの情を持つてゐる。まことにどうもだらけきつてゐるというやうな実は感じなんです。こんな公安調査庁なら、さつさとやめたほうがいい。幾ら国のためになるかどうか知らないが、吉河さん一人ががんばつたて、そんなものではだめだと思ひますが、いかがですか。

○吉河政府委員 ただいま御質問の山口茂夫という方でございますが、この方について、私どもは何か照合めいたことについて回答をしたという事実はございません。地方の公安局ですね、地方の出先がそういうやうなことをいろいろ他の治安機関に照会です出すというやうなことはしない。そういうことは本庁で取り扱うというたてまえになつておりました。山口さんの件を私ども本庁で取扱つた覚えはないのでございます。なお、ただいまのやうな御質問もございまして、この点も十分調査をしてお答えいたしたいと思ひます。先ほども申し上げましたが、二十年前の古傷を洗うやうな間の抜けた調査をいまやつてゐるじやないかと、たいへんきつぱいおしかりでございますが、何か団体等規正令の届け出記録が残つてゐた、あるいはその他何らかの根拠でもあつて、いろいろな方について個人確定の調査を進めたと申しますが、これはやはり容疑にはいろいろな種類がございます。洗つていって消えていく容疑もござい

ます。それからまた洗つていって濃くなる容疑もございまして、まだまだこの方を覚員であると認定してゐるといふ筋合いのものではないと、私は聞いております。

なお、いろいろおしかりをこういたしました、そういうことについていろいろ注意の至らない点につきましても、今後十分注意して指導していきたいと考えております。

○中井委員 容疑なんというこばを使うと、私はぞつとするのですがね。一体何事ですか。私がさつきから言うておるのは、百歩も二百歩も譲つても怠慢きわるものであるというこを言うて

おるわけだ。それは二十年もそのまゝ書類を置いておいたんですから、容疑もくそもない。そんなものは調べたら一分間でもわかることなんです。それをものものしく持つて歩いて何ですか。旅費かせぎですかね、県庁の所在地から一番遠いところだから、というふうなことでしようかね。どこから考えても、何とも判断がつかないのですがね。その辺のところを私は四月十九日の金曜日にもう一ぺん大臣とあなたに來てもらつて聞きますから、それまであなたに厳格に調べておいてくださ。しかし、いずれにしましてもあまりばかばかしくて、こんなものでは、もう自民党の皆さんが考えても、公安調査庁なんというものは置く必要がないという判断になりはせぬかと私は思ひます。いかがですか。

○吉河政府委員 御指摘の点につきましては、十分に調査をいたしておることにいたします。しかし、調査の内容を私のほうからこの席を通じまして積極的にすべて申し上げるというやうなことが、あるいはできない方もあるかと考へる筋もございまして、その点も十分お含みお願ひたいと考へます。大筋といたしまして、もつと能率的なことをやるやうにしておしかりでございますが、この点につきましても十分反省いたしたいと思ひます。

○中井委員 最後にですが、十九日にあらためて聞きますけれども、いまの答弁の中でも、まだあななた方不勉強ですね。根本は、調査をしにきた連中というものが、何も勉強しておらぬ。実際に反対だろが、賛成だろが、マルクスの本なんかに読んでみたらどうだろが。何も勉強しておらぬというふうなこと。あなたのその御答弁の中には、社会党の代議士の秘書のうちにもあるいは共産党の隠れた党員がおるかもしれぬ、それは自民党の秘書の中にもおるかもしれぬ、そういうことは昔からしょつちゅう言われてゐることでありまして、私ども、事実あるなしとは別に、そういう話があるということについては知らぬわけではありません。しかし、私が代議士をやつておつて、

自分の秘書に自民党の党員を使おうと、共産党の党員を使おうと、民社党の党員を使おうと、公明党の党員を使おうと、それは自由であります。しかしながら、まあ常識的に考へて、やはり社会党の党員、あるいは無所属で党籍はなくともそういう関係の人、こうなるのがあたりまえでありまして、あなたの心配されてゐるやうなレアケースなんというものは、それこそ高度のあなたの方の活動範囲に属すべきものであつて、そういうものをそんな市役所に来てわかるものじやないのです。そうでしょう。ですから、私はどうも、どこから考へても、とんちんかんで、不勉強で、何ともならぬ集団、あなた自身が局長になつてたいへん困つてゐるのじやないですか、部下にそんなやつがたたくさんおるの。月給を取るだけで。そういうことをきく私は申し上げておるのです。十九日までに詳細にひとつ調べていただいて、そうしてやはり悪いことは悪かつたとはつきりさせませんと前進できません。あなたの方の仕事をとえ私が容認するにいたしましたも、何となくとてそんなメンバーでは問題にならぬ、こういうことありますから、どうぞひとつ十九日までにもう一回精査をして、しっかりと答弁できるようにしていただきたいと思ひます。きょうはこれで終わります。

○大竹委員長代理 本日は、これにて散会いたします。午後三時五分散会